

市会ジャーナル 第194号

令和元年度 Vol.5

政策調査レポート



食品ロス削減
メッセージ写真

MOTTAINAIモザイクアート
このポスターは市民のみなさんによる
3807枚の「食品ロス削減メッセージ写真」によって作られています。
横浜市のHPにも掲載しています [横浜市 食品ロス削減](#)

横浜市資源循環局

写真：資源循環局提供



特集1 食品ロスの削減

食品ロスの発生状況
国の計画・方針
横浜市及び他都市の取組



特集2 キャッシュレス決済の推進

キャッシュレスをめぐる現状と課題
国の計画・方針
国の事業・取組
自治体等における事業・取組



市会ジャーナル 第194号 令和元年度 Vol.5

政策調査レポート

特集1 食品ロスの削減

はじめに	1
第1部 食品ロスの発生状況	1
1 世界の状況	1
2 日本の状況	2
第2部 SDGsと食品ロス削減の関係	3
第3部 国の計画・方針	5
1 食品ロスの削減の推進に関する法律	5
2 食品ロス削減の推進に関する関係省庁会議	6
3 消費者基本計画	7
4 第3次食育推進基本計画	7
5 第四次循環型社会形成推進基本計画	8
6 食品リサイクル法に基づく新たな基本方針	9
第4部 横浜市の方針・取組	10
1 ヨコハマ3R 夢プラン推進計画(2018～2021)	10
2 横浜市中期4か年計画 2018～2021	11
3 「食べきり協力店」事業	12
4 MOTTAINAI(もったいない)モザイクアート	14
第5部 他都市の取組	15
1 「食品ロスダイアリー」による実態調査(神戸市)	15
2 食品スーパーにおける食品ロス削減効果に関する検証(京都市)	17
3 園児・小学生を対象とした環境教育事業(松本市)	19

特集2 キャッシュレス決済の推進

はじめに	20
第1部 キャッシュレスをめぐる現状と課題	20
1 キャッシュレスの現状	21
2 キャッシュレス推進に係る課題	22
3 キャッシュレスの主な意義	23
4 アドバイザー等からの意見の概要	24
第2部 国の計画・方針	24
1 成長戦略実行計画(令和元年6月21日閣議決定)	24
2 成長戦略フォローアップ(令和元年6月21日閣議決定)	25
【成長戦略フォローアップの概要(フィンテック/金融分野)】	26
(1) 背景・課題	26
(2) 目指す社会	26
(3) 民間の取組事例	27
(4) 今後の取組	28
3 キャッシュレス・ビジョンとキャッシュレス推進協議会(経済産業省)	29
4 観光ビジョン実現プログラム 2019ー世界が訪れたくなる日本を目指してー (令和元年6月 観光立国推進閣僚会議)	31
第3部 国の事業・取組	33
1 キャッシュレス・消費者還元事業(経済産業省)	33
2 電子マネーを利用した公金の収納について (平成31年3月29日総務省通知)	35

第4部 自治体等における事業・取組	36
1 クルーズ船寄港回数 No.1 都市における取組 (福岡市／キャッシュレス実証実験)	36
(1) 実証実験と成果の概要	36
2 インバウンド観光に着目した取組 (北海道運輸局／中国人旅行者を対象にしたアリペイ、WeChat ペイの導入)	41
(1) 観光地の消費拡大に関する実証実験(小樽市)	41
(2) 交通利便性の向上に関する実証実験(登別市・洞爺地域)	43
(3) 医療費の未払い対策に関する実証実験(登別市・ニセコ町)	45
(4) 各実証実験で導入した決済手法	47
3 神奈川県／キャッシュレス都市(シティ) KANAGAWA宣言	48
(1) キャッシュレス都市(シティ) KANAGAWA 宣言	48
(2) これまでの取組	49
(3) 今後の取組	49
4 各自治体における電子マネーを利用した公金の収納	50
(1) 支払いに必要なもの	50
(2) 支払いの流れ(イメージ)	50
5 本市の取組	51
(1) キャッシュレス決済導入支援	51
(2) キャッシュレス決済が可能な施設の一例	52
(3) その他	52

特集 1 食品ロスの削減

食品ロスとは、家庭における食べ残しや手つかず食品、野菜の皮を厚くむき過ぎたもの(過剰除去)といった、本来食べられるのに廃棄される食品のことです。事業部門においても、食品小売業での売れ残り、飲食店での食べ残しが食品ロスにつながっています。特に近年は、節分の恵方巻きの売れ残りが大量に廃棄されることが報道され、社会問題化しています。

国の推計によると、我が国での食品ロスの発生量は年間約 643 万トン(平成 28 年度推計)で、これは世界全体の食料援助量約 380 万トンを大きく上回る量です。

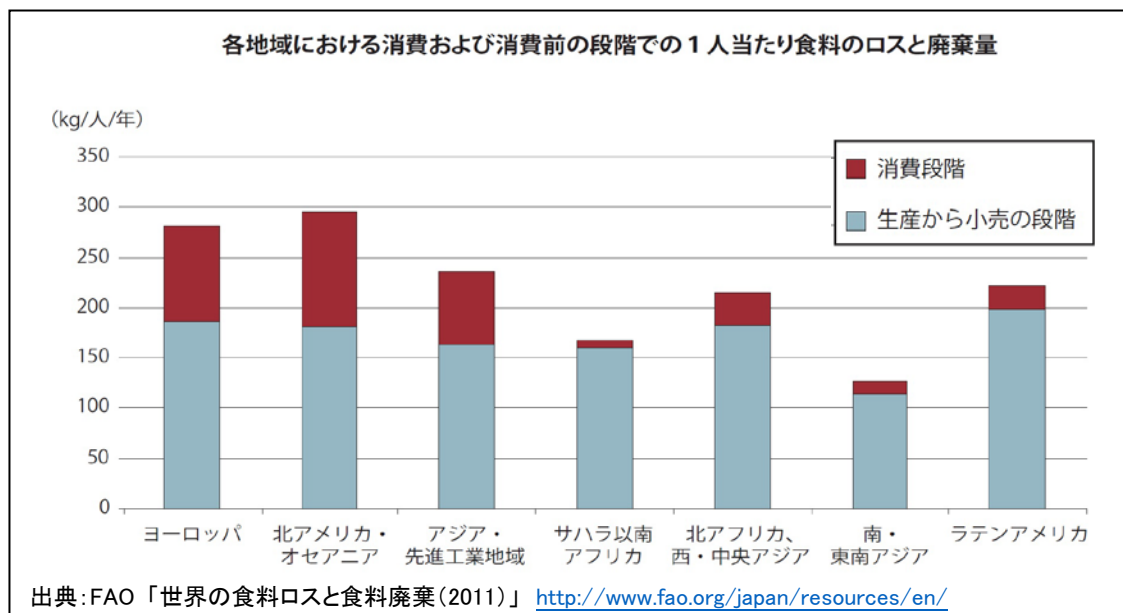
このような状況の中、2015 年に国際連合が採択した「持続可能な開発目標(SDGs)」では、食品ロス削減に関する目標が掲げられています。また、我が国でも、本年5月24日に「食品ロス削減推進法」が成立し、地方公共団体は、その地域の特性に応じた施策を実施する責務を有するとされたところです。

そこで、大切な資源の有効活用や環境負荷への配慮から、食品の大量廃棄を見直す機運が高まっている状況をとらえ、本ジャーナルにおいては、食品ロスの発生状況、国の方針や本市、他都市における取組事例をご紹介します。

1 食品ロスの発生状況

1 世界の状況

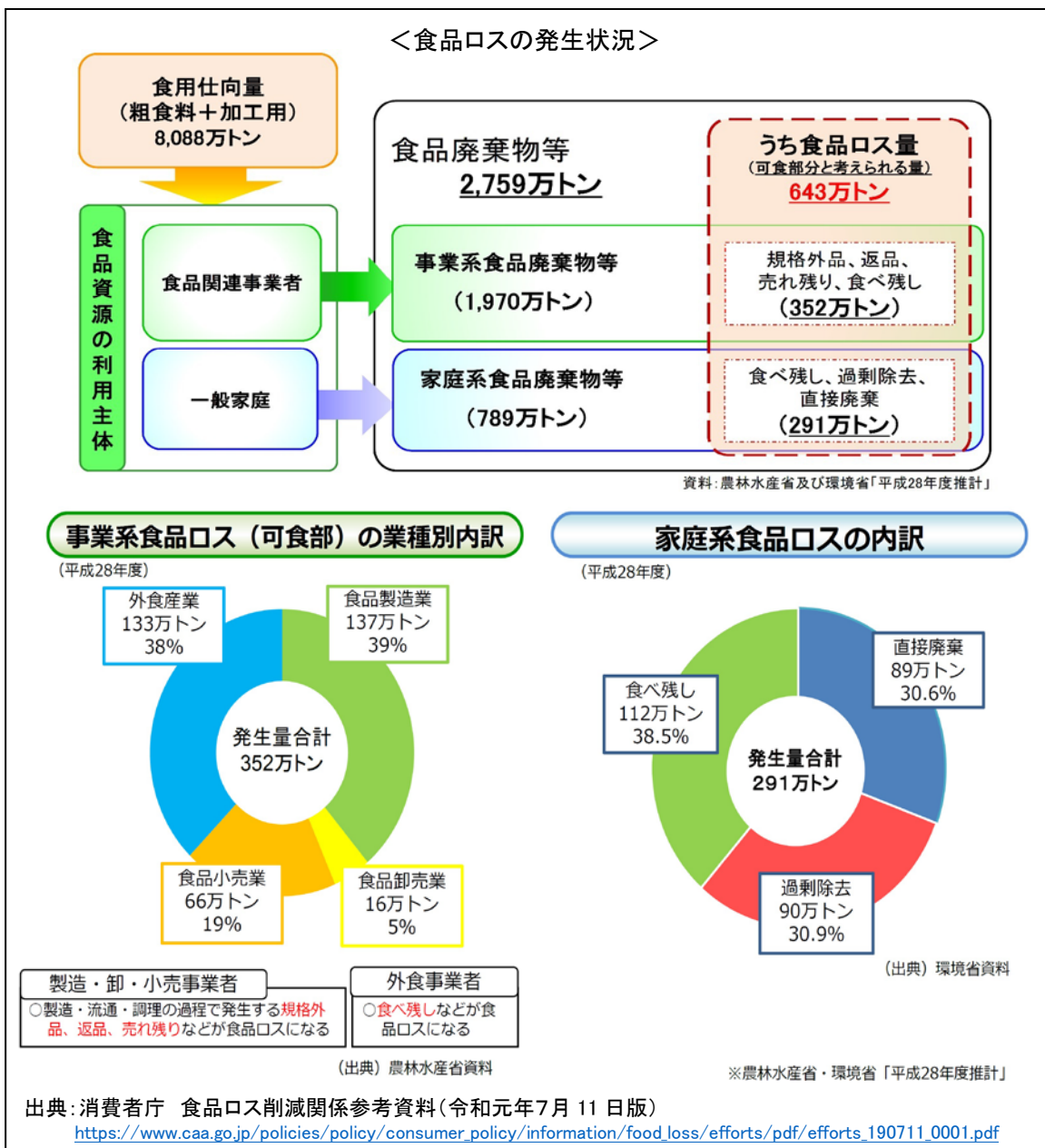
FAO(国際連合食糧農業機関)が2011年に発表した報告書によると、世界では年間約13億トン(消費向けに生産された食料の約1/3)もの食料が、生産から世帯での消費に至る過程で、食品ロスとして捨てられています。先進国では消費の段階で多く廃棄される特徴があるのに対して、開発途上国ではインフラや輸送・貯蔵技術等が不十分なために、農業生産から収穫後、加工に至るまでの段階で食品の損耗や品質劣化が発生しやすく、食品ロスにつながる特徴があります。



2 日本の状況

農林水産省及び環境省の推計によると、平成28年度の日本では年間8,088万トンの食料が利用されており、2,759万トンが食品廃棄物等として発生しています。このうち、本来食べられるのに廃棄されている食品ロスは年間643万トンと推計され、352万トンは食品関連事業者から、291万トンは一般家庭から発生しており、食品ロスの約半分は一般家庭から発生しています。

また、食品ロスの発生要因は様々あり、食品関連事業者では、過剰生産や在庫過多、季節商品の入替え、食べ残し等が主な要因とされており、一般家庭では、料理の食べ残しや手つかずの食品の直接廃棄が多い状況です。



【参考】国立国会図書館 調査と情報-Issue Brief- No. 1026 食品ロス対策の現状と課題
<https://www.ndl.go.jp/jp/diet/publication/issue/2018/index.html>

2 SDGsと食品ロス削減の関係

2015年9月に国際連合で採択された「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals: SDGs)」は、世界共通の目標として、17のゴールとその課題ごとに設定された169のターゲットから構成されます。

その中のゴール12「持続可能な生産消費形態を確保する」を達成するため、ターゲット12.3として、「2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食料の損失を減少させる。」ことが掲げられています。



食品ロスと他のゴール・ターゲットとの関係

(平成29年版 環境・循環型社会・生物多様性白書より抜粋)

ターゲット12.3「小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食品の廃棄を半減させ、収穫後損失等の生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる」ことの達成を目指した場合、同じゴール内の ターゲット12.2(天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用) 及び 12.5(廃棄物の発生的大幅削減) を同時達成 できるだけでなく、有限な食料資源の効率的な利用が経済生産性及び資源効率の向上に寄与するため、「ゴール8(雇用)」における、ターゲット8.2(高いレベルの経済生産性) 及び 8.4(資源効率の改善) も同時に達成 できると考えられます。

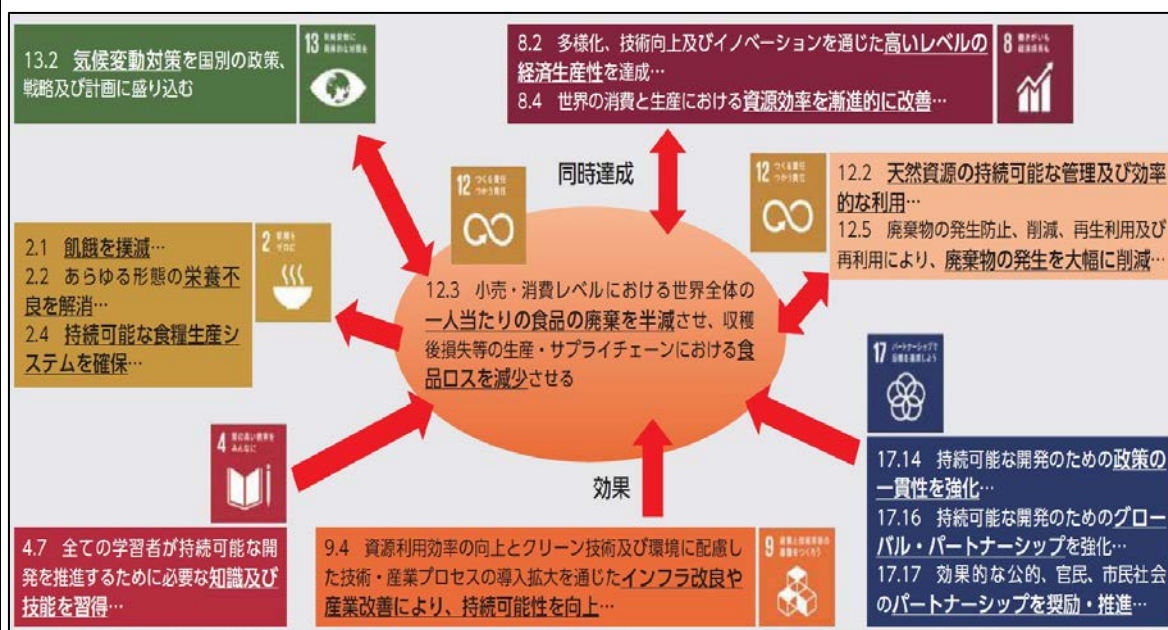
さらに、食品の廃棄や食品ロスの削減は、気候変動対策とも深く関係します。食品廃棄物の約8割が水分と言われており、焼却炉への投入量が減れば、焼却時のエネルギーロスの削減につながります。また、遠方から航空や船舶により必要量以上の食料を輸送することは、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出増加につながります。持続可能な農業が実践されておらず、農作物の生産のために必要な農耕地を得るため、温室効果ガスの一つであるCO₂を吸収する森林を伐採して農地に転用したり、森林が回復するのを待たずに無計画な焼畑を実施したりすると、

森林資源を大幅に劣化させることがあります。需要以上の食料の生産は、この問題に拍車を掛けます。この観点から、政府全体で食品の廃棄や食品ロスの削減を目指すことは、「ゴール13(気候変動)」のターゲット13.2(気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む)ことを同時達成することができます。加えて、食品原材料の損失が減少したり、一部の地域に需要量を超えた食料が集中することがなくなれば、「ゴール2(飢餓)」にも貢献します。

また、ターゲット12.3の達成に当たっては、他のゴール・ターゲットが効果を及ぼします。「ゴール4(教育)」のターゲット4.7の推進を通じて、人々が持続可能な開発を推進するための知識とスキルを獲得することで、一人一人が食品ロスを削減しようと意識し、実際の行動につながります。さらに、「ゴール9(インフラ)」のターゲット9.4(資源効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大)を通じ、インフラ改良や産業改善を目指すことは、食料の需要を正確に把握した効率的な食料の輸送や、食品の加工・保存技術の向上を可能にし、食品の廃棄や食品ロスの削減に貢献します。また、開発途上国では、生産工程が産業化・効率化されておらず、食品原材料の損失が生じることがありますが、ターゲット9.4の達成を目指すことで、この問題が解消する可能性があります。そのほか、「ターゲット17(パートナーシップ)」の推進は、国境をまたぐ食品サプライチェーン全体を通じた食品廃棄物及び食品ロス削減の取組を容易にすることで、ターゲット12.3の達成に貢献します。

このように、ターゲット12.3の食品ロスの達成を目指すには、様々なゴール・ターゲットが相互に関連してきます。SDGsのゴール・ターゲットは統合され、不可分のものであるという考え方に基づきSDGs全体を俯瞰する視点を持ってその達成を目指すことで、様々な課題の同時解決につながります。

—ターゲット12.3と他ゴール・ターゲットとの相関関係—



出典：平成29年版 環境・循環型社会・生物多様性白書
 第1章 地球環境の限界と持続可能な開発目標 (SDGs)
https://www.env.go.jp/policy/hakusyo/h29/pdf/1_1.pdf

3 国の計画・方針

1 食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年5月24日成立）

食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的に策定されました。（施行期日：公布日（令和元年5月31日）から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日）

その中で、地方公共団体は、その地域の特性に応じた施策を実施する責務を有するとされ、また具体的な推進計画を作る努力義務が課されました。

食品ロスの削減の推進に関する法律（抜粋）

（地方公共団体の責務）

第4条 地方公共団体は、食品ロスの削減に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（食品ロス削減月間）

第9条 国民の間に広く食品ロスの削減に関する理解と関心を深めるため、食品ロス削減月間を設ける。

2 食品ロス削減月間は、十月とし、特に同月三十日を食品ロス削減の日とする。

3 国及び地方公共団体は、食品ロス削減の日をはじめ食品ロス削減月間において、その趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めるものとする。

（市町村食品ロス削減推進計画）

第13条 市町村は、（国が定める）基本方針を踏まえ、当該市町村の区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

（教育及び学習の振興、普及啓発等）

第14条 国及び地方公共団体は、消費者、事業者等が、食品ロスの削減について、理解と関心を深めるとともに、それぞれの立場から取り組むことを促進するよう、教育及び学習の振興、啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 前項の施策には、必要量に応じた食品の販売及び購入、販売及び購入をした食品を無駄にしないための取組その他の消費者と事業者との連携協力による食品ロスの削減の重要性についての理解を深めるための啓発が含まれるものとする。

（食品関連事業者等の取組に対する支援）

第15条 国及び地方公共団体は、食品の生産、製造、販売等の各段階における食品ロスの削減についての食品関連事業者（食品の製造、加工、卸売若しくは小売又は食事の提供を行う事業者をいう。第19条第1項において同じ。）及び農林漁業者並びにこれらの者がそれぞれ組織する団体（次項において「食品関連事業者等」という。）の取組に対する支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食品の生産から消費に至る一連の過程における食品ロスの削減の効果的な推進を図るため、食品関連事業者等の相互の連携の強化のための取組に対する支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

(実態調査等)

第17条 国及び地方公共団体は、食品ロスの削減に関する施策の効果的な実施に資するよう、まだ食べることができる食品の廃棄の実態に関する調査並びにその効果的な削減方法等に関する調査及び研究を推進するものとする。

(未利用食品等を提供するための活動の支援等)

第19条 国及び地方公共団体は、食品関連事業者その他の者から未利用食品等まだ食べることができる食品の提供を受けて貧困、災害等により必要な食べ物を十分に入手することができない者にこれを提供するための活動が円滑に行われるよう、当該活動に係る関係者相互の連携の強化等を図るために必要な施策を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、民間の団体が行う同項の活動を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

3 国は、第1項の活動のための食品の提供等に伴って生ずる責任の在り方に関する調査及び検討を行うよう努めるものとする。

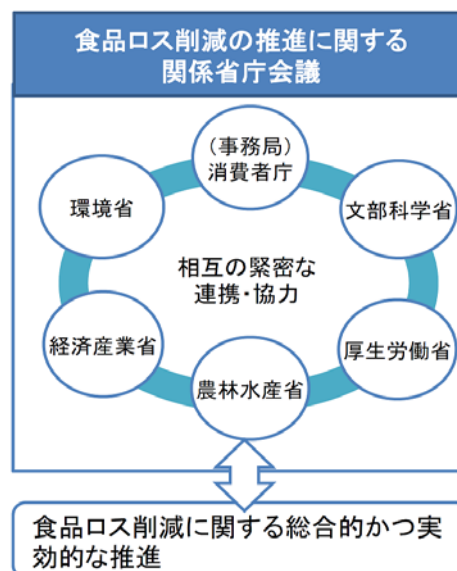
出典：消費者庁 食品ロスの削減の推進に関する法律

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/promote/

2 食品ロス削減の推進に関する関係省庁会議

(令和元年6月7日第1回会議開催)

「食品ロスの削減の推進に関する法律」が成立したことを踏まえ、政府として、食品ロス削減に関連する施策の一層の推進に向けて、関係行政機関相互の緊密な連携・協力を確保し、総合的かつ実効的な推進を図るため、食品ロス削減の推進に関する関係省庁会議が設置されました。



出典：消費者庁 食品ロス削減関係参考資料(令和元年7月11日版)

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/efforts/pdf/efforts_190711_0001.pdf

3 消費者基本計画（平成 27 年 3 月 24 日閣議決定）

消費者基本計画は、消費者基本法に基づき、政府が消費者政策の計画的な推進を図るため、1 長期的に講ずべき消費者政策の大綱、2 消費者政策の計画的な推進を図るために必要な事項について定めた消費者政策の推進に関する基本的な計画です。

その中で、「5年間で取り組むべき施策」として、食品ロスの削減に向けて、消費者教育を推進することが定められています。

消費者基本計画(抜粋)

第4章 5年間で取り組むべき施策の内容

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

(2) 消費者教育の推進

消費者が、自らの消費行動が環境、社会、文化等の幅広い分野において他者に影響を及ぼし得ることへ理解を深めていくことが必要である。リサイクルの推進、適正な廃棄及び食品ロスの削減に向けた取組のほか、被災地の復興に対する理解を深めることなどにも貢献するESD(Education for Sustainable Development；持続可能な開発のための教育)の普及啓発に努める。

出典：消費者庁 消費者基本計画等

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/basic_plan/

4 第3次食育推進基本計画（平成 28 年 3 月 18 日食育推進会議決定）

食育推進基本計画は、食育基本法に基づき、食育の推進に関する基本的な方針や目標について定めるもので、第3次食育推進基本計画は平成28年度から平成32年度までの5年間の期間として、5つの重点課題を柱に取組を推進していくとしています。

その中で、食品ロスに関しては、その削減のために何らかの行動をしている国民を平成32年度までに80%以上まで増やすことを目標としています。また、食品ロス削減に関わる国、地方公共団体、食品関連事業者、消費者等の様々な関係者が連携し、食品の製造から消費に至るまでの一連の食品供給の行程全体で食品ロス削減国民運動を展開することとしています。

第3次食育推進基本計画(抜粋)

第2 食育の推進の目標に関する事項

2. 食育の推進に当たっての目標

(12) 食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民を増やす

まだ食べられるのに廃棄されている食品ロスについては、年間642万トン(事業系331万トン、家庭系312万トン(平成24年度推計))発生していると推計されているが、その削減を進めるためには、国民一人一人が食品ロスの現状やその削減の必要性についての認識を深め、自ら主体的に取り組むことが不可欠である。このため、食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民を増やすことを目標とする。具体的には、平成26年度に67.4%となっている割合を、平成32年度までに80%以上とすることを目指す。

第3 食育の総合的な促進に関する事項

5. 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等

(2) 取り組むべき施策

(食品ロス削減を目指した国民運動の展開)

2015年の国連報告によると、世界では約8億人の人々が飢餓や栄養不足で苦しんでいる。その一方で、我が国では世界全体の食料援助量である約320万トン大きく上回る約642万トンの食品ロスが発生している。

このような世界的な食糧問題の改善には、食品ロス削減の取組が不可欠である。このため、食品ロス削減関係省庁等連絡会議の下、関係省庁等が連携し、食品ロスの実態及び関係省庁等における取組等を情報交換するとともに、個々の食品関連事業者だけでは取り組むことが難しい商習慣の見直しや、消費者自らが食品ロスの削減を意識した消費行動等を実践する自覚の形成等を実施するため、「もったいない」という精神で、食品ロス削減に関わる国、地方公共団体、食品関連事業者、消費者等の様々な関係者が連携し、食品の製造から消費に至るまでの一連の食品供給の行程全体で食品ロス削減国民運動を展開する。

出典：農林水産省 食育基本法・食育推進基本計画等
<http://www.maff.go.jp/j/syokuiku/kannrenhou.html>

5 第四次循環型社会形成推進基本計画（平成30年6月19日閣議決定）

循環型社会形成推進基本計画は、循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めるものです。

本計画では、SDGsを踏まえた家庭系の食品ロス削減目標（家庭から発生する食品ロスを2030年度までに半減）が設定されました。

第4次循環型社会形成推進基本計画（抜粋）

5. 国の取組

5.3 ライフサイクル全体での徹底的な資源循環

5.3.2 バイオマス（食品・木など）

- 家庭から発生する食品ロスについては、これを2030年度までに半減するべく、地方公共団体、事業者等と協力して、食品ロスの削減に向けた国民運動を展開し、食品ロス削減に関する国民意識の向上を図るとともに、使い切れる量の食品を購入すること、残さず食べ切ること、未利用食品を有効活用することなど、家庭において食品の購入や調理等の際の具体的な行動の実践を促進する。
- 家庭以外から発生する食品ロスについては、SDGsを踏まえた目標を検討するとともに、個社での解決が難しいフードチェーン全体での非効率を改善するための商慣習の見直しの促進、「3010運動」など宴会時の食べ残しを減らす地方公共団体主導の取組の促進、最新の技術を活用した需要予測サービスの普及、食品関連事業者の製造・流通段階で発生する未利用食品を、必要としている人や施設が活用できる取組の推進、その他食品ロス削減のための取組の展開等を実施し、製造から流通、消費までの各段階における食品ロス削減の取組を加速化する。

- 食品ロスの削減に係る取組の実施及びその進捗の評価に当たっては、その基礎情報として、国内で発生する食品ロスの量を的確に把握することが重要であることから、地方公共団体による食品ロス発生量の調査を支援するとともに、これによって得られたデータ等を基に、食品ロス発生量に係る推計値の精緻化を行う。

出典：環境省 循環型社会形成推進基本計画

<https://www.env.go.jp/recycle/circul/keikaku.html>

6 食品リサイクル法に基づく新たな基本方針（令和元年7月12日公表）

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）は、食品の売れ残りや食べ残しにより、又は食品の製造過程において大量に発生している食品廃棄物について、発生抑制と減量化により最終的に処分される量を減少させるとともに、飼料や肥料等の原材料として再生利用するため、食品関連事業者（製造、流通、外食等）による食品循環資源の再生利用等を促進することを目的とした法律です。

本年7月に公表された、この法律に基づく新たな基本方針において、食品ロスについては、SDGsを踏まえ、2030年度を目標年次として、サプライチェーン全体で2000年度の半減とする目標が新たに設定されました。

食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針（抜粋）

二 食品循環資源の再生利用等を実施すべき量に関する目標

2 事業系食品ロスの削減に係る目標

事業系の食品廃棄物について、特に本来食べられるにも関わらず捨てられる食品ロスの削減については、2030アジェンダや家庭系の食品ロスの削減目標等も踏まえ、2000年度比で、2030年度までに半減させる目標とする。

三 食品循環資源の再生利用等の促進のための措置に関する事項

2 官民を挙げた食品ロスの削減

ハ 国及び地方公共団体

国及び地方公共団体は、消費者が主体的に食品ロス削減に取り組むよう食品ロスの削減に関する積極的な普及啓発及び食育の推進を行う。また、納品期限の緩和をはじめサプライチェーン全体で解決していくことが必要な商慣習の見直しに向けた取組の促進及び消費者との協力の下での食品ロスの削減に努めるよう、食品関連事業者に対して働きかけるものとする。また、国は、「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」に加入している地方公共団体等が中心となった食品ロスの削減に向けた取組を促進するために必要な措置を講ずるものとする。

出典：農林水産省 食品リサイクル法に基づく基本方針の概要について

http://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/

4 横浜市の方針・取組

1 ^{スリム}ヨコハマ 3R夢 プラン推進計画(2018~2021)

ヨコハマ3R夢プラン推進計画(2018~2021)は、ヨコハマ3R夢プラン^{*}を推進するため、2018年度からの4年間に具体的に取り組むことを示した計画です。

その戦略目標(推進期間中に特に重点的に取り組むもの)として、食品ロス発生量(家庭系)について、2015年度比で20%以上削減するとしています。

^{*}2010年度から2025年度までの16年間の長期計画。ごみと資源の「リデュース(発生抑制)、リユース(再利用)、リサイクル(資源化)」=3Rのうち、もっとも環境にやさしいリデュースの取組を進め、環境負荷の低減や資源・エネルギーの有効活用と確保を目的としています。

【計画のポイント】

考え方

市民・事業者の皆様による自主的で自分らしい3R行動を大切にしながら「横浜らしい循環型社会」に向けて、全ての取組を進めます。

施策体系

5つの「つながる」プロジェクトを立案しました。社会を取り巻く環境の変化に対応するため、**福祉や地域**との「つながり」、将来の**安心や活力**に「つなげる」プロジェクト。各政策を進めるにあたっての方向性を示し、**先導的役割**を有する事業です。併せて、着実に推進していく取組を**9つの推進政策**として位置づけます。

基本目標

ごみと資源の総量3%以上削減を基本目標とします。(2017年度比)

前期推進計画までの8年間で5.3%の削減を実現。次の4年間ではさらに3%以上の削減を目指します。併せて、ごみ処理に伴い排出される温室効果ガスの25%以上の削減も基本目標とします。



戦略目標

家庭から出る**食品ロス**の**20%以上削減**に重点的に取り組みます。(2015年度比)

家庭から出される生ごみの6割を占める食品ロスの削減に重点的に取り組みます。併せて、焼却工場での創エネ・省エネによる電力の効率化で、送電電力量の5%以上の増に取り組みます。(2017年度比)



【参考】横浜市資源循環局 記者発表資料 ヨコハマ3R夢プラン推進計画(2018~2021)を策定しました!
https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/yokohamashi/org/shigen/sonota/hoshin/3r-plan/plan_2018-2021.html

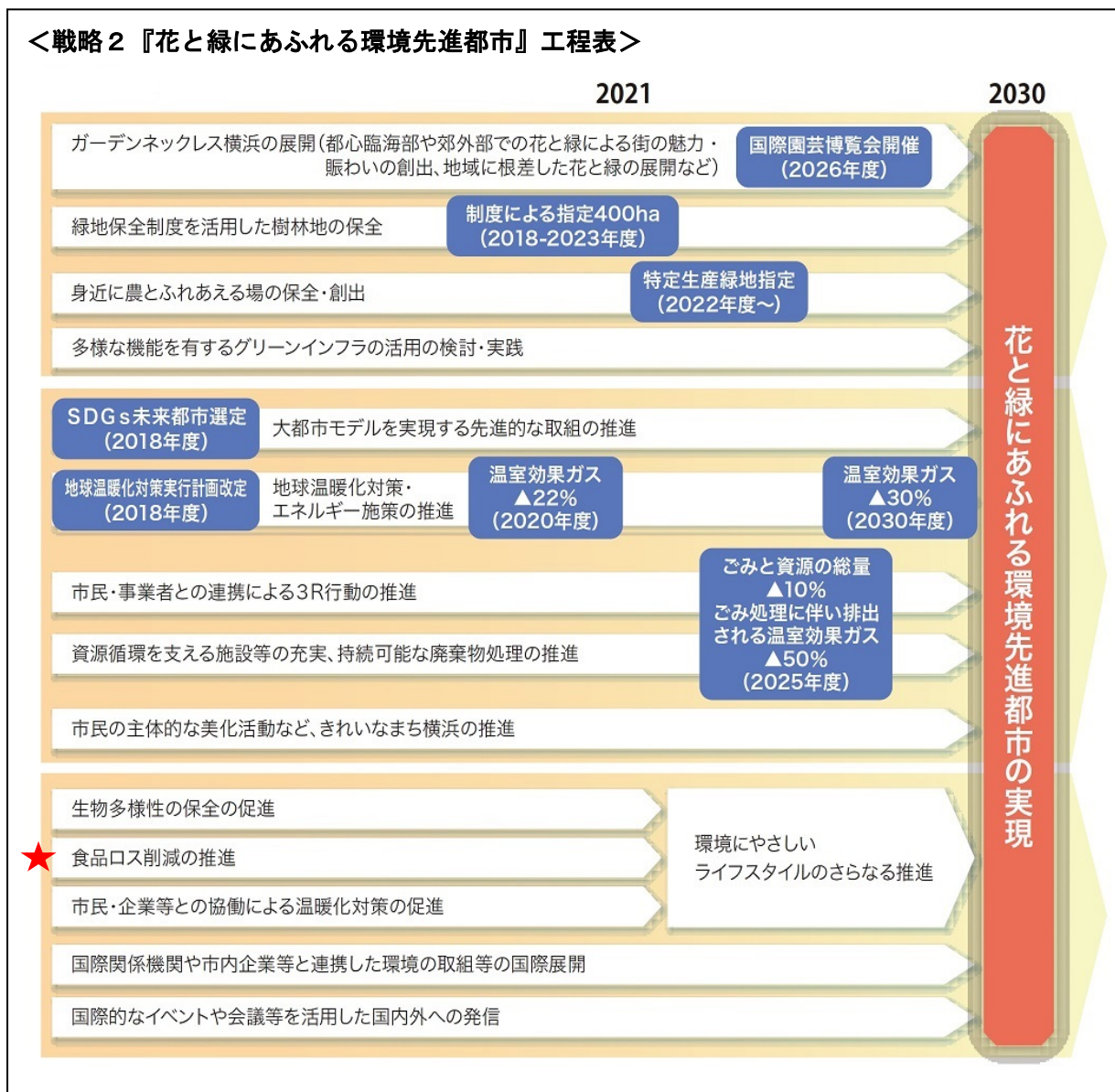
2 横浜市中期4か年計画 2018～2021

横浜市中期4か年計画 2018～2021 は、2030 年を展望した中長期的な戦略と、計画期間である 2018 年から 2021 年の4年間の 38 の政策・行財政運営で構成されています。

食品ロスの削減に関しては、戦略2「花と緑にあふれる環境先進都市」の中で、「市民・企業等との連携による幅広い世代への環境教育や環境行動の実践、環境プロモーションを展開し、生物多様性の保全、地球温暖化対策、3R行動、食品ロス削減等の環境にやさしいライフスタイルの実践と定着を図り、自然環境を次世代に継承し、人と自然が共生する持続可能な社会を目指します。」としています。



<戦略2『花と緑にあふれる環境先進都市』工程表>



また、政策 12「環境にやさしいライフスタイルの実践と定着」の中で、「食品ロス削減を着実に進めるため、様々な団体と連携したイベントの開催や広報等を通じて、食を大切に、食品ロスを出さないライフスタイルの定着を図ります。」としています。

＜政策 12 環境にやさしいライフスタイルの実践と定着＞			
◎指標			
指標	直近の現状値	目標値（33 年度末）	所管
食品ロス発生量※	111,000 トン／年（27 年度）	20%削減（27 年度比）	資源循環局
※家庭から出される食品ロスの発生量			
◎主な施策(事業)			
2	【新規】「食」を大切にするライフスタイルの推進	所管	資源循環局、国際局、健康福祉局等、区
食品ロス削減に向けて、新たな推進母体の設立や国際機関とも連携した「食」を考えるシンポジウム等の開催、フードバンク・フードドライブ活動の支援、食べきり協力店事業の推進、食品ロス発生量の調査、食育の推進など、多分野連携のもと、様々な視点から活動を展開します。また、土壌混合法の普及や食品廃棄物のリサイクル促進に取り組みます。			
想定事業量	食品ロス削減に向けたシンポジウム・講演会等の実施回数 230回(4か年) 【直近の現状値】29年度：58回/年	計画上の見込額	2億円

【参考】横浜市政策局 横浜市中期4か年計画 2018～2021
<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/hoshin/4kanen/2018-2021/chuki2018-.html>

3 「食べきり協力店」事業（資源循環局）

横浜市では、様々な切り口からのアプローチで食品ロス削減の取組を加速するため、「食」を大切にするライフスタイルの推進に取り組んでいます。

外食時の食品ロス削減に向けては、事業者の方々のご協力をいただきながら「食べきり協力店」事業を展開しています。

事業内容としては、食べ残し等の削減に取り組んでいただける飲食店等を協力店として登録し、ホームページ等でご紹介しています。

現在、協力店の登録拡大と事業の認知度向上に取り組んでいます。

【登録店舗数：829 店(平成 31 年3月末日現在)】



食べきり協力店のステッカー

<登録店の取組項目>

登録店舗は、以下の5項目のうち1項目以上に取り組みます。

取組項目	主な取組事例
小盛りメニュー等の導入	ごはんの量の調節、小盛りメニューの設定、ハーフサイズメニューの設定
持ち帰り希望者への対応	消費期限等を説明した上での持ち帰り提供、持ち帰り容器の設置
食べ残しを減らすための呼びかけ実践	注文受付時に適量注文を呼びかける、食べきり協力店である旨の呼びかけ
ポスター等の掲示による、食べ残し削減に向けた啓発活動の実施	市が作成したポスターやステッカーの掲示、個別で作成されたチラシ等の掲示
上記以外の食べ残しを減らすための工夫	—

フードシェアリング事業者と協力した食品ロス削減

横浜市資源循環局では、「食べきり協力店」のさらなる普及等を目的に、令和元年6月に株式会社コークッキング(本社:東京都港区)と「外食等における食品ロス削減と市民意識向上に向けた公民連携協定書」を締結しました。

株式会社コークッキングは、飲食店でロスになってしまいそうな料理等をアプリに掲載し、登録ユーザーに繋ぐフードシェアリング※サービス「TABETE」を運営しており、国の「食品ロス削減の取組事例」で紹介されています。

「TABETE」の利用を検討する店舗に対して、「食べきり協力店」を紹介いただく等、食品ロス削減に向け、相互に連携して取り組んでいます。

<協力事項>

- (1) 「食べきり協力店事業」の認知度向上に向けた取組
- (2) フードシェアリングに関する事業の認知度向上に向けた取組
- (3) フードシェアリングを含めた食品ロス削減に関する広報・PR活動

※「フードシェアリング」とは、食品ロス削減に関する取組の1つで、飲食店などで残った又は余った商品を必要な人に紹介・案内することにより、本来廃棄されていた食品を減らす取組です。

【参考】ヨコハマ 食べきり協力店 データ&マップ

<https://tabekiri.city.yokohama.lg.jp/>

資源循環局 令和元年6月24日記者発表資料「外食時の食品ロス削減に新たなアクション！」

https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/koho-kocho/press/shigen/2019/0624_sj_ippai.html

4 約4000 人の食品ロス削減メッセージでつくる

MOTTAINAI(もったいない)モザイクアート (資源循環局)

横浜市では、市民の皆様の食品ロス削減行動のきっかけづくりを目的として、食品ロス削減に向けた決意をボードに書いていただき、それを持って撮影した写真でモザイクアートを作成しました。作成したモザイクアートをポスターにして、市内各所に掲出し、市民の皆様に「食品ロス削減」を呼びかけています。現在、第3弾作成に向けて、市内で開催されるイベント等で参加を呼びかけ、メッセージを集めています。

<取組概要(第2弾)>

写真データ数 3,807 枚

掲出場所及び期間

- 市営地下鉄ブルーライン中吊り広告 ○市営バス全線車内広告 ○シーサイドライン
- 市内公共施設(市庁舎、区庁舎、スポーツセンター、地域ケアプラザ、地区センター等)
- 横浜市ホームページ 検索キーワードは「横浜市食品ロス削減」で検索してください。

※参加いただいた方々の個人写真も掲載しています。



【参考】資源循環局 平成 31 年4月 19 日記者発表資料

約 4,000 人の皆様の「食品ロス削減メッセージ」 MOTTAINAI(もったいない)モザイクアートポスターが完成！

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/koho-kocho/press/shigen/2019/0419mozaiku2.html>

5 他都市の取組

1 「食品ロスダイアリー」による実態調査（神戸市）

神戸市では、「食品ロス」に関して、一歩進んだ削減の対策を検討するため、市民モニターの協力のもと、さらに踏み込んで「食品別の廃棄理由」や「廃棄につながる具体的要因」など、各家庭の実態を把握する調査を行いました。

<調査の概要>

手付かず又は食べ残しで食品を廃棄した場合に、その種類、量、廃棄理由、保存方法などを記録する「食品ロスダイアリー」を作成しました。このダイアリーを約 700 世帯の市民モニターの方々に協力いただき、日記形式で廃棄のたびに記録していただくことで、各家庭の実態を把握することができました。

	第1回(冬季調査)	第2回(夏季調査)
期間(各 4 週間)	平成 28 年 11 月 28 日～12 月 25 日	平成 29 年 6 月 26 日～7 月 23 日
市民モニター	302 世帯	375 世帯

B. 食べ残した食品を記入



*** 1つだけ選択**

①はい
②いいえ

重さ(g)を記入
重さがわからないときは茶碗 1 杯 = 約 150gで換算してください。

*** 1つだけ選択**

①作りすぎ・量が多い
②放置して忘れてた
③子どもの食べ残し
④おいしくない
⑤その他（内容を記入）

日付	食品・料理の名前	購入した弁当・惣菜?	捨てた量	食べ残しが発生した理由
1				
2				
3				

食品ロスダイアリー
イメージ

<主な調査結果>

- ・食品ロスが「ない」、「ほとんどない」と考えていた家庭でも平均 3～4 回廃棄
- ・調査開始 1 週目から 4 週目へ週を追うごとに廃棄が減少
- ・生鮮野菜の廃棄が最も多く、理由の多くは品質の劣化
- ・買い物前に在庫チェックをしている世帯は、しない世帯より廃棄が 3 割少ない
- ・子どもがいる世帯の廃棄理由は「子どもの食べ残し」が最も多い
- ・1 人あたりの食べ残しが最も多いのは単身高齢世帯(子どもがいる世帯の約 2 倍)で、廃棄理由は「作りすぎ、量が多い」が最も多い

<今後の取組事例>

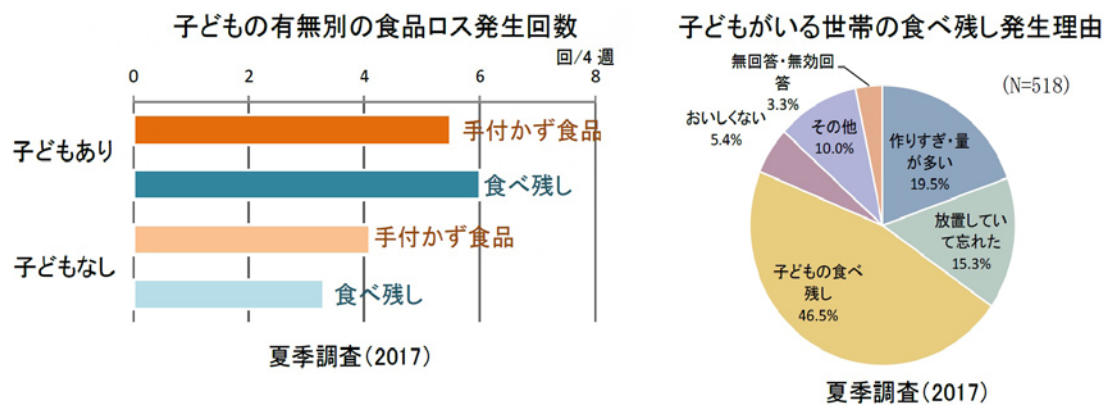
子どもがいる世帯での食品ロスが、いない世帯よりも多く(特に食べ残しは約2倍)、また、子どもがいる世帯の約7割が、必要な量より多くても、安く購入して使いきる工夫をしたいと考えていました。そこで、子育て世帯を対象として、食品の無駄を無くし、食品ロスを削減するためのアクションを検討するワークショップを開催する予定です。

(第1回:令和元年10月11日、第2回:令和元年11月1日)

<調査結果(抜粋)>

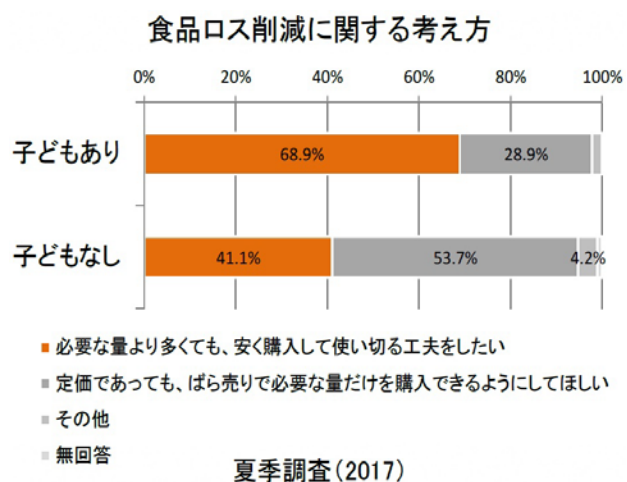
○ 子どもがいる世帯は食品ロスが多い傾向

- 子ども(18歳未満)がいる世帯の方が、子どもがいない世帯よりも手付かず食品・食べ残しの廃棄が多い傾向にある。特に食べ残しは、子どもがいない世帯の2倍近く多く発生しており、発生理由の約5割は、子どもの食べ残しである。



○ 子どもがいる世帯は使い切る工夫に対するニーズが高い

- 子どもがいる世帯は、「必要な量より多くても、安く購入して使い切る工夫をしたい」と考える世帯が7割と多い。また、30・40代の世帯では、「野菜を美味しく食べられる期限を伸ばす方法」の認知度が低く(30代7.8%、40代13.9%)保存方法や使い切るための工夫の情報発信が、食品ロス削減に対する関心向上のきっかけになりやすいと考えられる。



【参考】神戸市記者発表資料 神戸市で一步踏み込んだ「食品ロス実態調査」を実施しました(結果報告)
<http://www.city.kobe.lg.jp/information/press/2018/04/20180412190401.html>
 神戸市 HP 食品ロス削減ワークショップの開催に伴い参加者を募集します!
<http://www.city.kobe.lg.jp/life/recycle/waketon/shirumanabu/namagomi/R1torikumi.html>

2 食品スーパーにおける食品ロス削減効果に関する検証（京都市）

京都市では、食品スーパーの協力を得て、食品ロス削減効果を検証するため、調査・社会実験を実施しました。（平成30年6月～10月）

（1）加工食品の販売期限の延長による食品ロス削減効果の検証

＜実施内容＞

市内の食品スーパー10店舗において、一部の加工食品を対象商品として、各店舗で定められている販売期限を、賞味期限・消費期限当日まで延長して販売し、商品廃棄数量等を実験前と比較することで、食品ロスの削減効果を調査した。



実施店舗での取組の様子

＜結果＞

10店舗の合計数量で、販売期限を延長していなかった前年同時期のデータ比較により、以下の廃棄削減効果を確認した。また、販売延長が、売上に与えるマイナスの影響はなかった。

1. 廃棄数量は、**廃棄点数ベースで31.8%の削減効果^{*1}**があった。

*1 昨年の廃棄数量率(0.24%)を今年の売上数量(3,781,546個)に乗じて算出される想定数量(9,076個)に対する削減率

・廃棄数量(実数):9,084個 → 6,190個

2. 廃棄数量率^{*2}は、0.24% → 0.16%に減少(良化)

廃棄金額率^{*3}は、0.34% → 0.21%に減少(良化)

*2 廃棄数量率(%)=廃棄数量/売上数量(売上数量に対し、廃棄数量がどの程度発生したかを示す指標)

*3 廃棄金額率(%)=廃棄金額/売上金額(売上金額に対し、廃棄金額がどの程度発生したかを示す指標)

3. 売上数量は約1%、売上金額は約2%それぞれ増加

・売上数量:3,751,705個 → 3,781,546個

・売上金額:498,202千円 → 506,383千円

(2) 購入促進POP等での情報発信による食品ロス削減効果の検証

<実施内容>

生鮮品などの加工食品でないものや、惣菜・弁当などの製造日の当日又は翌日が消費期限日である商品について、POPやポスター等の掲示により、食品ロス削減効果を検証する社会実験を実施した。



実施店舗での取組の様子



実施店舗で使用したポスター



<結果>

10店舗の合計数量で、購入促進POPを掲示していなかった前年同時期のデータ比較により、以下の廃棄抑制効果を確認した。また、購入促進POPの掲示が売上に与えるマイナスの影響はなかった。

1. 廃棄数量は、**廃棄点数ベースで26.3%の削減効果^{*1}**があった。

*1 昨年の廃棄数量率(0.54%)を今年の売上数量(2,694,668個)に乗じて算出される想定数量(14,551個)に対する削減率

・廃棄数量(実数): 13,346個 → 10,727個

2. 廃棄数量率^{*2}は、0.54% → 0.40%に減少(良化)

廃棄金額率^{*3}は、0.58% → 0.41%に減少(良化)

*2 廃棄数量率(%) = 廃棄数量 / 売上数量(売上数量に対し、廃棄数量がどの程度発生したかを示す指標)

*3 廃棄金額率(%) = 廃棄金額 / 売上金額(売上金額に対し、廃棄金額がどの程度発生したかを示す指標)

3. 売上数量は約10%、売上金額は約14%それぞれ増加

・売上数量: 2,455,733個 → 2,694,668個

・売上金額: 370,390千円 → 421,810千円

【参考】第65回京都市廃棄物減量等推進審議会(令和元年7月12日)

<資料3-1> 販売期限の延長等による食品ロス削減効果に関する調査・社会実験 報告資料

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000254808.html>

3 園児・小学生を対象とした環境教育事業（松本市）

松本市では、子どものころから環境に興味を持ってもらうため、“もったいない”をキーワードとした環境教育を園児・小学生を対象に実施しています。

(1)園児対象の環境教育

平成24年度から、松本市内の保育園・幼稚園・こども園等の年長児を対象に、食べものを作ってくれた人への感謝の気持ちや資源の大切さを忘れない心を育み、食べ残しをなくして食品ロスを減らすため、参加型環境教育を行っています。

<事業概要>

テーマ 『ごみの分別と食べ残し』

- 内容
- ・捨てたもの、食べ残したものはどうなる？
 - ・実際に分別してみよう！
 - ・「おいしいのんでリサイクル！」を踊ってみよう！



「おいしいのんでリサイクル！」を踊る様子

(2)食品ロス削減啓発用紙芝居

園児対象の環境教育の効果を持続させるために、園で聞く機会の多い紙芝居で、日常的に子どもたちの食べ物に対する意識を持ってもらえるよう、松本市内の保育士らにより、食品ロス削減啓発用紙芝居を作成しました。



(3)小学生対象の環境教育

平成28年度から、市内全小学校3年生を対象に食品ロスに関する環境教育を行っています。

<事業概要>

テーマ 『食べものをすててしまうなんて“もったいない”～みんなでおいしくいただきます～』

- 内容
- ・生きていくために食べ物が必要であること
 - ・世界には食べたくても食べられない人がいること
 - ・食糧自給率が低いこと
 - ・日本ではたくさんの食べ物を捨てていること



小学校環境教育の様子

(4)環境教育用動画

小学校3年生時の環境教育以降にも、繰り返し食品ロス等について学習していただけるよう、小学校高学年及び中学生を対象とした環境教育用動画教材を作成しました。市内の小中学校にDVDを配布し、授業等にて活用いただきます。



給食調理員の方へのインタビュー

【参考】松本市 HP 園児・小学生を対象とした環境教育事業
https://www.city.matsumoto.nagano.jp/shisei/kankyojoho/haikibutu/syokuhin_loss/enji_kankyo.html

特集
2

キャッシュレス決済の推進

通勤途中に自動販売機で缶コーヒーを買い、昼休みはコンビニでお弁当とお茶を買い、仕事帰りは映画館に立ち寄ってポップコーンとコーラを片手に映画鑑賞をする。そして、それらの支払いを全て電子マネーで支払う、という光景が一般的になりつつあります。

国の資料によれば、2015年の我が国のキャッシュレス比率は18.4%でした。一方で、国別訪日外国人数第1位の中国は60.0%、第2位の韓国は89.1%となっており、大きな差が見て取れます。

このような状況の中、2018年に公表された「キャッシュレス・ビジョン」(経済産業省)では、大阪・関西万博(2025年)に向けてキャッシュレス決済比率40%達成を宣言しており、国の省庁はもとより、各自治体においてもキャッシュレス社会実現に向けた取組がスタートしています。

そこで、本年10月1日の消費税率引き上げに伴い実施される「キャッシュレス・消費者還元事業」をとらえ、本ジャーナルにおいては、キャッシュレスに関する国の方針や本市、他都市における取組事例をご紹介します。

1 キャッシュレスをめぐる現状と課題

平成30年10月24日開催のFinTech(※1)/キャッシュレス化をテーマとする「産官協議会」(※2)では、現状や課題、企業の取組みなど、集中的に議論がなされました。

ここでは、当日の資料をもとにキャッシュレスをめぐる現状と、アドバイザー等による課題解決に向けた声をご紹介します。

(※1) FinTech

Finance(金融)とTechnology(技術)を組み合わせた造語で、ブロックチェーンやビッグデータ、AIといった新たな技術を活用し、多くが急速に普及したスマートフォンやタブレット等を通じて行われる革新的な金融サービスを表現した言葉です。

(※2) 産官協議会

成長戦略の議論については、関係省庁や有識者等による「未来投資会議」を中心に進められていますが、特に重点分野についてアドバイザーを招聘して議論する場として設けられています。

1 キャッシュレスの現状

世界各国のキャッシュレス決済比率の比較を行うと、キャッシュレス化が進展している国は**40%～60%台**であるのに対し、**日本はキャッシュレスツールが浸透しているものの、その比率は約20%**にとどまっています。

世界的なキャッシュレスの流れを踏まえ、キャッシュレスを通じたデータの利活用により、**国全体の生産性が向上し、消費者、実店舗、支払サービス事業者等がそれぞれ付加価値を享受できる社会の実現**を目指していく必要があります。

表 1-1 世界各国のキャッシュレス比率比較(2015年)

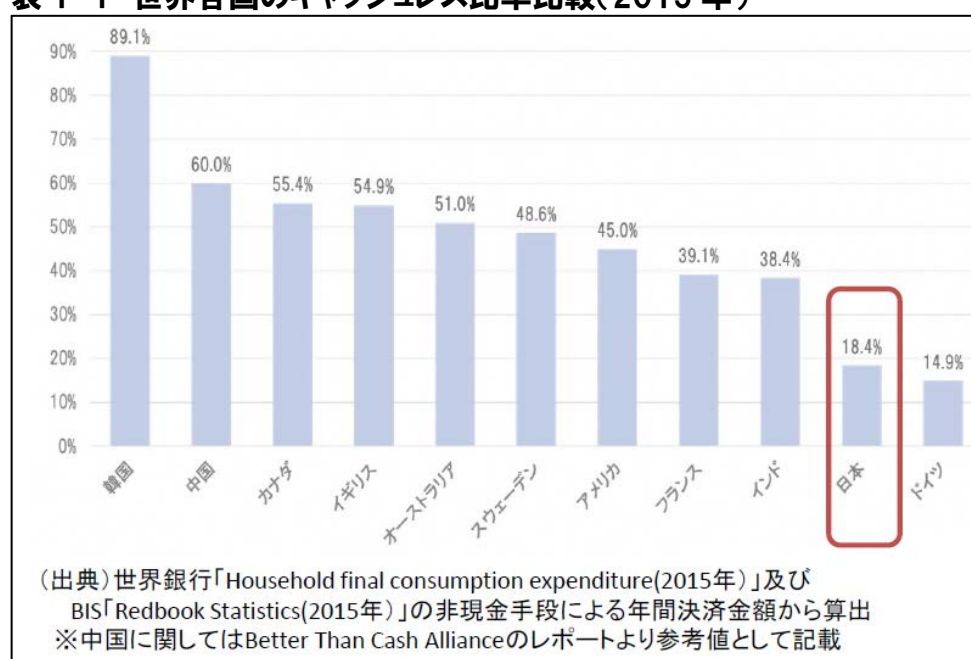


表 1-2 我が国のキャッシュレス支払額及び比率の推移

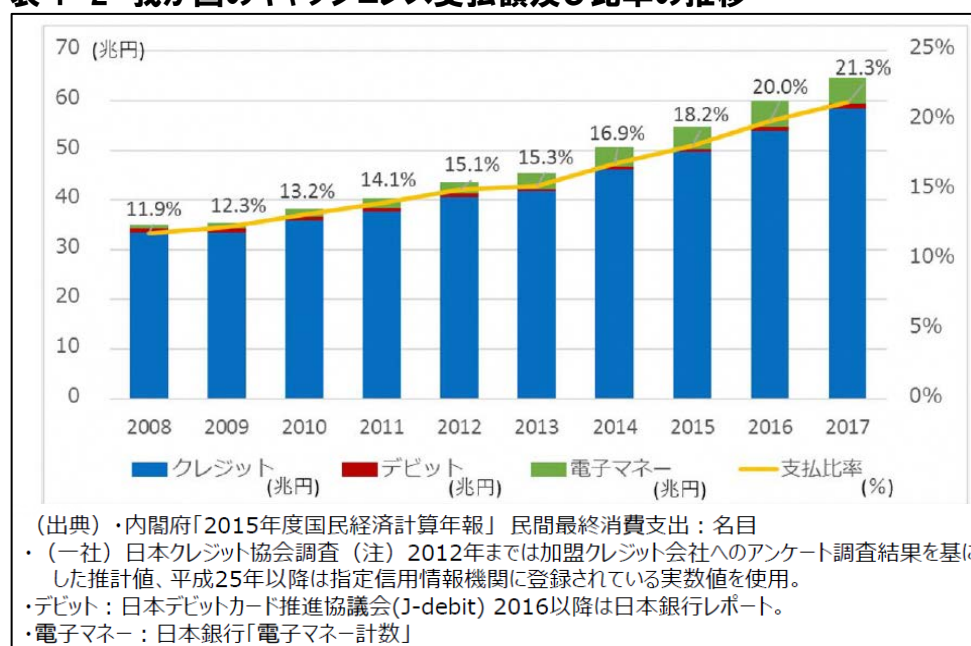
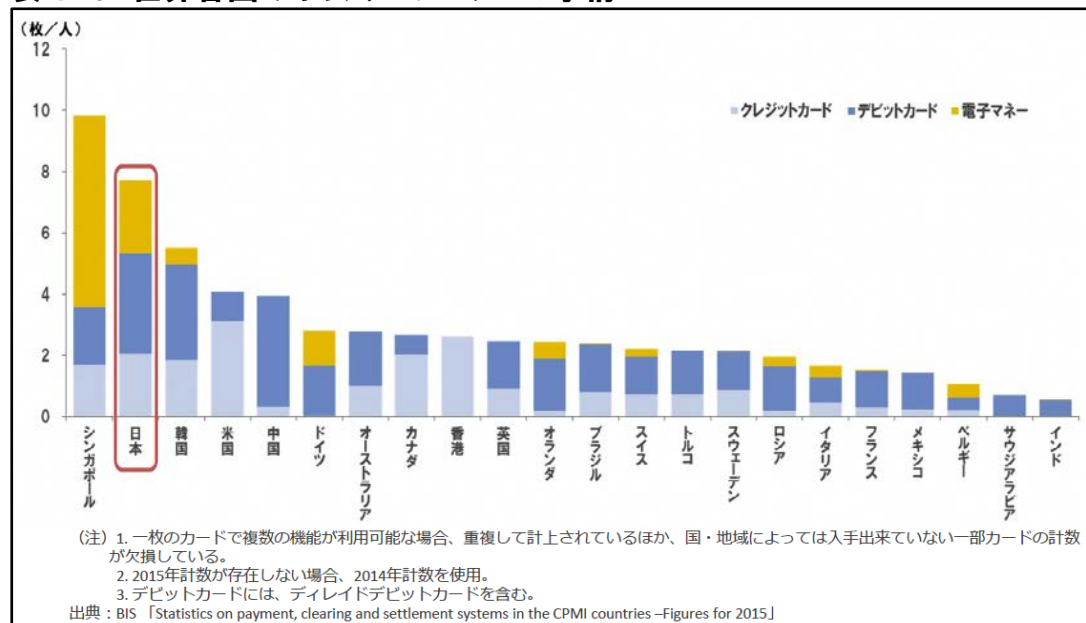


表 1-3 世界各国のキャッシュレスツール事情



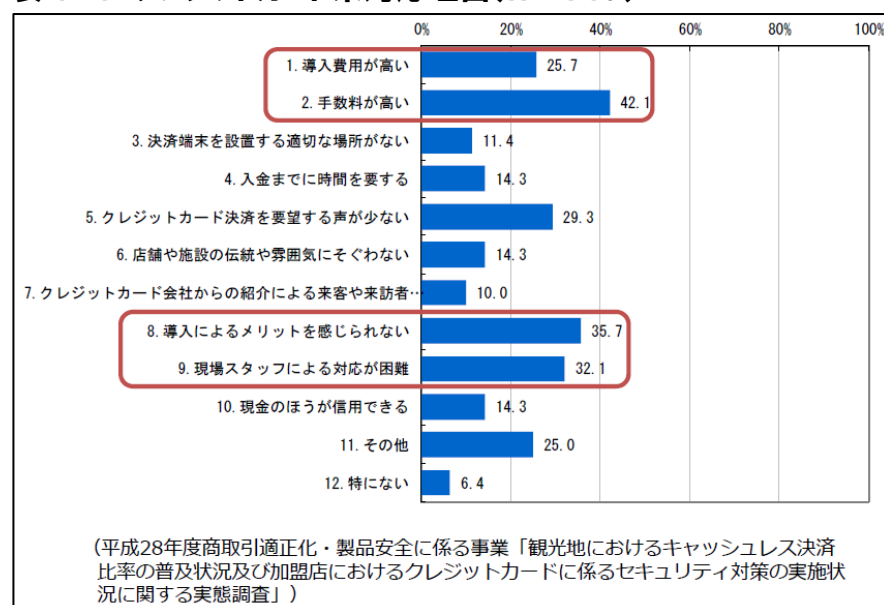
2 キャッシュレス推進に係る課題

日本でキャッシュレス支払が普及しにくい背景としては、

- ・治安の良さや偽札の少なさ等の社会情勢
- ・店舗における端末負担コスト、ネットワーク接続料、加盟店手数料等のコスト構造の問題
- ・消費者が、現金に不満を持たず、キャッシュレスに漠然と不安を持つ等が挙げられます。

【加盟店側の側面】

表 1-4 クレジットカード未対応理由(n=140)



【消費者側の側面】

表 1-5 クレジットカードを利用して
いない理由上位5位(MA)

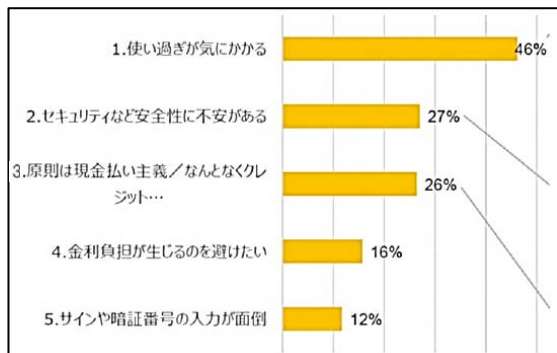


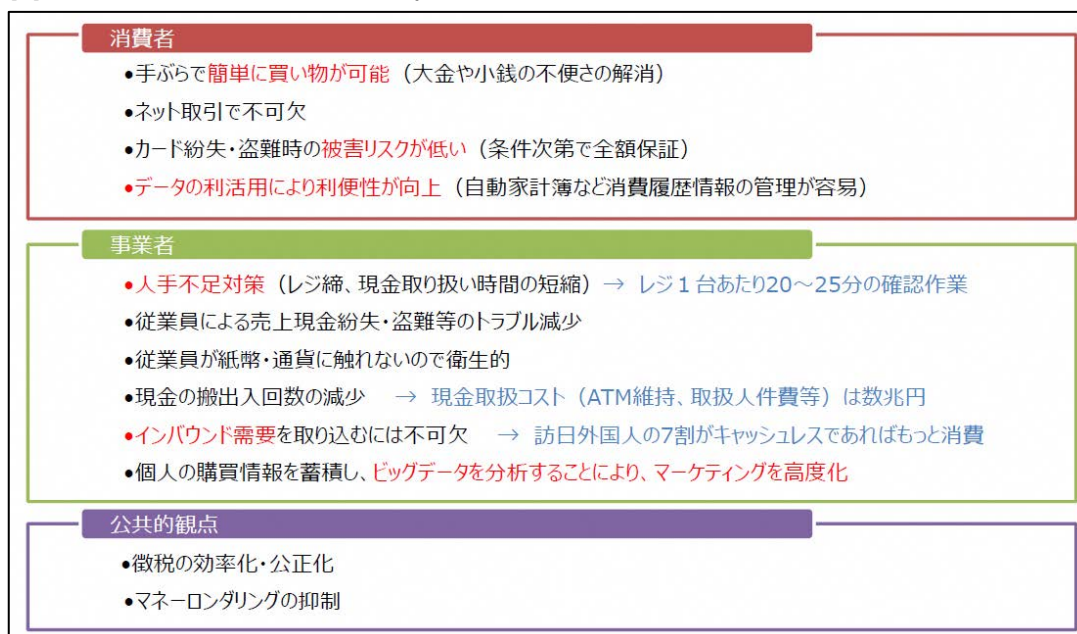
表 1-6 キャッシュレスに反対の理由
(自由回答集計トップ5)

反対の理由		全体	男性	女性	男-女
1位	浪費しそうだから	10.9	7.9	13.3	-5.4
2位	お金の感覚が麻痺しそうだから	10.1	5.4	13.8	-8.4
3位	お金のありがたみがなくなりそうだから	7.9	5.7	9.6	-3.9
4位	現金は必要だから	6.0	8.6	3.9	4.7
5位	犯罪が多発しそうだから	5.7	9.5	2.7	6.8

3 キャッシュレスの主な意義

キャッシュレス決済は、消費者に利便性をもたらすほか、事業者の生産性向上につながり、また経済全体にも大きなメリットがあります。

図 1 キャッシュレスの主な意義



出典(表 1-1~6、図 1):

未来投資会議 産官協議会「FinTech／キャッシュレス化」会合(第1回) 配布資料(経済産業省)

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/miraitoshikaigi/sankankyougikai/fintech/dai1/index.html>

4 アドバイザー等からの意見の概要

- ・加盟店インフラの開拓、利用者のマインドをどう変えられるかの2点が課題
- ・キャッシュレス推進については、まずは消費者に使ってもらう経験が重要なので、キャッシュレス決済に触れる機会を多く作っていきたい。
- ・消費税増税とオリンピック・パラリンピックは、キャッシュレス推進の絶好のタイミング。個社はこのタイミングを捉えてそれぞれに戦略を打ち出してほしい。

2 国の計画・方針

キャッシュレス決済の推進に関する国の方針および関係会議での検討状況についてご紹介します。

1 成長戦略実行計画（令和元年6月21日閣議決定）

人口減少・少子高齢化という大きな壁に直面している今、新しい挑戦として、「Society 5.0」(※3次ページ)の実現に力を尽くし、経済社会の構造改革を一層強力に進めていくこととしています。

その中で、フィンテック／金融分野では、決済をはじめとする分野で、早期に規制体系を再編成することを掲げています。現在の業態ごとの金融・商取引関連法制を改め、同一の機能・リスクには同一のルールを適用する機能別・横断的な法制の実現に向けて取り組むことで、新規事業者の参入と様々なサービス間の競争を通じたイノベーション、金融サービスの質をめぐる競争を促進していくこととしています。

成長戦略実行計画(抜粋)

第2章 Society5.0の実現

2. フィンテック／金融分野における対応の方向性

(決済分野)

現行法の業態別の縦割り構造が、事業者のビジネスモデルやサービスの自由な選択への弊害となっているとの指摘のある「決済」分野について横断化を図る。これにより、これまでの銀行送金や従来型の比較的高額なクレジットカード決済とともに、①プリペイド(前払い)・ポストペイ(後払い)を組み合わせたシームレスな支払い(注1)や、②銀行業と現行の資金移動業の間に新たな類型を設け、銀行送金以外でも幅広い金額の送金(注2)を可能とし、新規事業者の参入と様々なサービス間の競争を通じた、柔軟で利便性の高いキャッシュレスペイメント手段を実現する。その際、例えば、割賦販売法の与信審査における性能規定の導入など、フィンテック企業をはじめとした決済事業者の円滑な事業展開を可能とする仕組みを導入する。これらについては、2020年の通常国会に必要な法案の提出を図る。

(注1)プリペイド・ポストペイを組み合わせたシームレスな支払い

: 少額・低リスクな決済について、従来型の比較的高額な決済の場合とは異なる制度へと見直すことにより、プリペイド・ポストペイ等を通じたシームレスな支払いサービスの提供を円滑化する。

(注2)銀行送金以外の幅広い金額の送金

: 100万円までの送金が可能な現行の資金移動業に加え、銀行業と現行の資金移動業の間に新たな類型を設け、銀行業より簡易な規制の下での100万超の送金を可能とする制度の整備を図る。

図30. 現行の金融法制

	銀行	送金サービス [資金移動業者]	交通系 IC カードなど [前払式支払手段発行者]	クレジットカード [包括信用購入あっせん業者]
サービス	決済	決済 ※1回100万円以下に限る	決済 ※一旦入金すると換金不可	決済
	融資			商品の購入等に付随する融資
	預金 (預金を融資に回すことが可能)	利用者資金の保持 (決済のみに利用可)	利用者資金の保持 (決済のみに利用可)	
法律	銀行法	資金決済法	資金決済法	割賦販売法
法律の構成	免許制	登録制	登録制	登録制

出典: 内閣官房 成長戦略実行計画 <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/portal/plan/>

2 成長戦略フォローアップ (令和元年6月21日閣議決定)

成長戦略実行計画と合わせ、「未来投資戦略 2018(平成 30 年6月閣議決定)」に対するフォローアップも同日付で発表されました。

KPI(※4)として「2025 年6月までに、キャッシュレス決済比率を倍増し、4割程度とすることを目指す」とこととしているなか、2018 年は 24.1%の達成状況としています。

(※3) Society 5.0

サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会(Society)。狩猟社会(Society 1.0)、農耕社会(Society 2.0)、工業社会(Society 3.0)、情報社会(Society 4.0)に続く、新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画において我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱されました。

(※4) KPI

Key Performance Indicator 重要業績評価指標

成長戦略フォローアップ(抜粋)

2. フィンテック／金融分野

(1) KPI の主な進捗状況

《KPI》2025年6月までに、キャッシュレス決済比率を倍増し、4割程度とすることを
目指す。

⇒2018年:24.1%

※分子は2018年のクレジットカード、デビットカード及び電子マネーによる決済額の合計。

分母は2018年の民間最終消費支出(名目値、2次速報値)。

(2) 新たに講ずべき具体的施策

ii) キャッシュレス社会の実現に向けた取組の加速

2019年10月から実施するキャッシュレス・消費者還元事業において、端末導入補助や手数料の引下げ措置などの支援を行うことにより、中小・小規模事業者がキャッシュレス決済を導入しやすい環境を整えるとともに、中小・小規模事業者の店舗でキャッシュレス決済を行った消費者へのポイント還元に対する支援を行い、消費者がキャッシュレス決済の利便性を実感するきっかけを創出する。

産官学の関係者が一堂に会するキャッシュレス推進協議会において、2019年3月に公表された統一QRコード決済のガイドラインに基づき、実用化に向けた事業者対応を図る。また、キャッシュレス・消費者還元事業も活用し、商店街や地域ごとに面的にキャッシュレス決済を導入する取組を支援するなど、地域全体でのキャッシュレス決済を推進する。

【成長戦略フォローアップの概要(フィンテック／金融分野)】

(1) 背景・課題

- ・高コストで時間のかかる既存金融サービス
- ・中小企業のバックオフィス業務はIT化に遅れ
- ・高い現金決済比率により消費データの蓄積等が進まず

(2) 目指す社会

新規参入者等による柔軟な金融サービスが生活の隅々に浸透、より効率的でスマートな消費や企業活動が実現

- ①金融サービスの可能性が広がる社会
 - ・スマホ等で手軽に安価・迅速な決済・送金
 - ・クラウドで家計管理、データ分析等による顧客層拡大
 - ・個人投資家もAI運用等の恩恵を享受
- ②効率的なIT経営が行われる社会
 - ・事務負担の削減・人手不足の解消
 - ・より透明・精緻な経営管理が可能に
- ③現金を必要としないキャッシュレス社会
 - ・簡潔な支払、企業等の現金取扱いコスト低下
 - ・データ分析を活用した新たなサービスの発展

(3)民間の取組事例

AI・データ分析などの先進技術や、スマホなどの新たなインターフェースを活用した取組が進展

<p>クラウド会計・家計簿</p> <p>マネーフォワード</p> <p>✓ 銀行口座やカード等と連携し自動で決済情報を取得、帳簿を自動作成</p>  <p></p>	<p>データを活用した融資サービス</p> <p>アルトア</p> <p>✓ データに基づきAIが審査しオンラインで完結する中小事業者向け融資を実現</p>  <p></p>
<p>スマホ決済</p> <p>オリガミペイ (QRコード決済)</p>  <p></p>	<p>ロボアドバイザー</p> <p>ウェルスナビ</p> <p>✓ 一人ひとりに合った資産運用をスマホで自動化。利用者は主に20～50代。東京大学・松尾研究室とAI活用を共同研究中。</p>  <p></p>
<p>オンラインで完結する本人確認</p> <p>メルペイ</p> <p>✓ 昨年11月に犯罪収益移転防止法施行規則が改正され、オンライン上の手続で本人確認を完了することが可能に。</p> <p>✓ これを受け、メルペイでは今年4月より、「アプリでかんたん本人確認」の提供を開始。</p> <p>・本人確認方法 (2ステップ)</p> <ol style="list-style-type: none"> ①顔と免許証をスマホアプリで撮影 ②スマホアプリに氏名・住所等の本人情報を入力  <p></p>	

(4)今後の取組

ア イノベーションの進展を踏まえた法制度の見直し

- (ア)業態ごとの金融・商取引関連法制を機能別・横断的な法制へ見直し
 - ・決済分野について横断化・柔構造化を図り、利便性の高いキャッシュレスペイメント手段を実現する
 - ・横断的な金融サービス仲介法制について、基本的な考え方を整理

(イ)本人確認の高度化・迅速化を推進

(ウ)暗号資産(仮想通貨)を用いた新たな取引への対応

イ キャッシュレス社会の実現に向けた取組の加速

- (ア)令和元年10月から中小・小規模事業者へキャッシュレス端末導入補助や手数料の引下げの支援を行うとともに、中小・小規模事業者の店舗でキャッシュレス決済を行った消費者へのポイント還元に対する支援を行う

(イ)統一QRコードの実用化を推進

ウ FinTechの実用化等イノベーションの推進

(ア)銀行のオープンAPI導入を推進

(イ)証券会社、保険会社についても電子的な手段による情報提供・連携を推進

(ウ)ブロックチェーン技術を用いて、貿易金融における手続の電子化を実現

(エ)RegTechの推進、AIを活用する市場監視システムの整備

※オープンAPI:銀行と外部の事業者との間の安全なデータ連携を可能にする取組。APIは、アプリケーション・プログラミング・インターフェースの略。

※RegTech:オープンAPIやブロックチェーン技術、AI等を活用し、官民が連携して効果的・効率的に規制・監督に係る対応を行う取組。

エ 金・商流連携等に向けたインフラの整備

(ア)令和2年までに送金電文を全面的にXML化

(イ)手形・小切手機能について、5年間で全国手形交換枚数の約6割を電子的な方法へ移行

(ウ)税・公金のキャッシュレス化

出典:内閣官房 成長戦略フォローアップ https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/portal/follow_up/

3 キャッシュレス・ビジョンとキャッシュレス推進協議会（経済産業省）

経済産業省は、キャッシュレス推進のための課題と今後の方向性に関する議論を行い、平成30年4月11日に「キャッシュレス・ビジョン」を公表しました。

「キャッシュレス・ビジョン」では、大阪・関西万博(2025年)に向けて、「支払い方改革宣言」として「未来投資戦略2017」で設定したキャッシュレス決済比率40%の目標を前倒しし、より高い決済比率の実現を宣言しました。今後、日本のキャッシュレス化を推進していくには、オールジャパンで取組を進めていくことが必要であり、業界横断的で産学官が連携した組織として「キャッシュレス推進協議会」の設立が提言されました。

キャッシュレス推進協議会は、「キャッシュレス・ビジョン」の提言を踏まえ、国内外の関連諸団体・組織・個人、関係省庁等と相互連携を図り、キャッシュレスに関する諸々の活動を通じて、早期のキャッシュレス社会を実現することを目的とします。

キャッシュレス・ビジョン(抜粋)

5 対応の方向性を踏まえた具体的な方策(案)

5.4 産官学によるキャッシュレス推進の強化

5.4.1 より野心的な目標設定、ドラスティックな(思い切った)方策の実施、 キャッシュレス推進にかかるフォローアップ

【キャッシュレス推進協議会(仮称)の設立】

- ・ キャッシュレス推進は、様々な業界が横断的に、かつ行政や学識者とも連携しながらそれぞれ対等な立場で意見交換を行い、社会全体として一体となって活動することが期待される。
- ・ そのため、我が国のキャッシュレス推進活動の推進役となる機関として、「キャッシュレス推進協議会(仮称)」の設立が必要である。

6 今後の取組み

【キャッシュレス推進協議会(仮称)に期待される役割】

今後設立される「キャッシュレス推進協議会(仮称)」においては、キャッシュレス・ビジョンの策定時点で十分な協議が行えなかった事項や方策(案)の具体的内容に関する検討、検討された方策(案)の実行や成果にかかるモニタリング、銀行業界やその他のキャッシュレスに関する業界の取組、海外における同様の取組との調和も意識して、各種活動の旗振りや取りまとめの役割を担うことが想定される。

また、本ビジョンを広く世界に発信していくことも重要であり、英訳や海外のセミナーにおける情報発信に関する取組みも期待される。(中略)

キャッシュレス推進協議会(仮称)では、想定される検討事項や、当該検討を受けて実施に向かう活動が多岐に渡りかつ、様々な関係者との連携が必要となる。そのため、キャッシュレスに関わる各分野・業界の業界団体、事業者、有識者、行政機関が参画し、多面的な議論を通じて、あるべき姿、実効性、実現可能性の評価を行い、方策の優先順位を定めた上で、キャッシュレス推進の加速に資する様々なイベントを意識したロードマップとこれに沿ったタスクのアクションプランを策定して活動を行うことが望まれる。

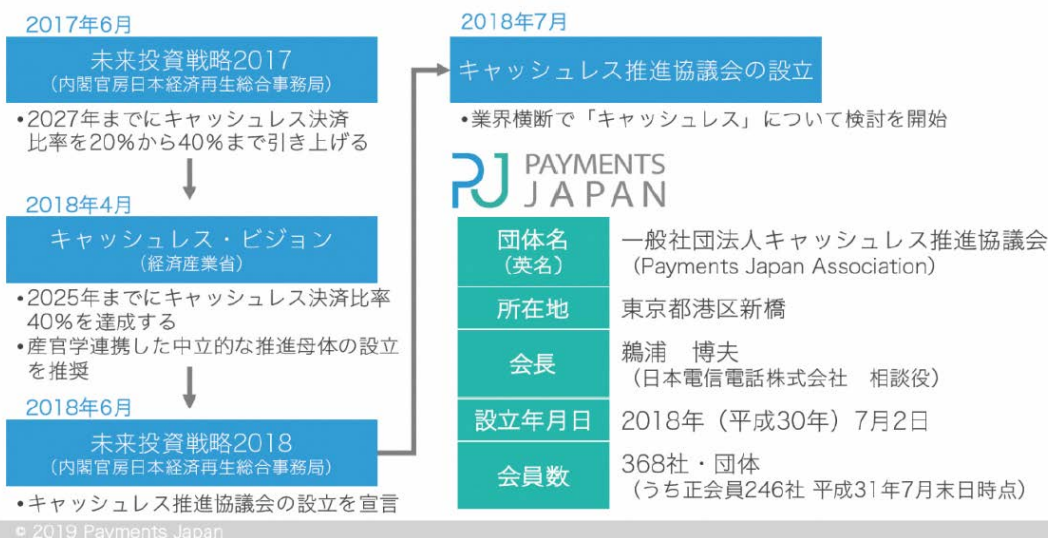
出典：経済産業省ホームページ <https://www.meti.go.jp/press/2018/07/20180703002/20180703002.html>
<https://www.meti.go.jp/press/2018/04/20180411001/20180411001.html>

■キャッシュレス推進協議会の概要

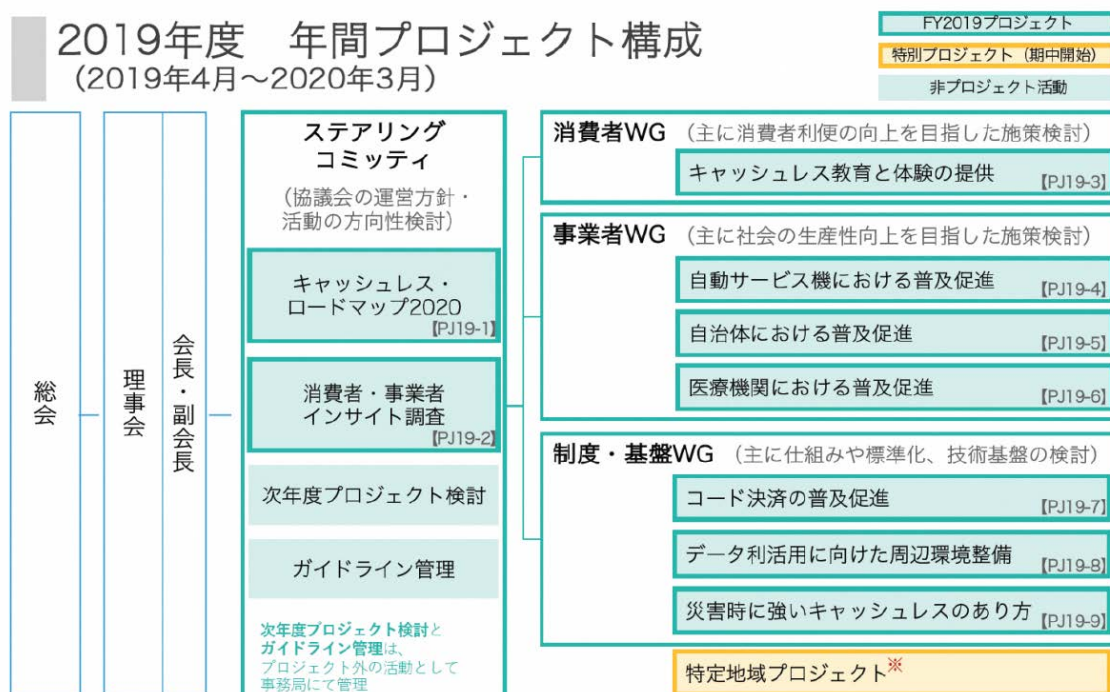
設立の背景

国内外のステークホルダーと相互連携を図り、キャッシュレスに関わる活動を通じ、業界横断で早期のキャッシュレス社会を実現することを目的に設立

設立の背景



2019年度 年間プロジェクト構成 (2019年4月～2020年3月)



※「特定地域プロジェクト」は、自治体会員と調整の上、実施内容や時期等の詳細を検討し、期中にご案内の予定です。ご参加には、追加の費用を頂くことが想定されます。予めご了承頂きますよう、お願い致します。

4 観光ビジョン実現プログラム 2019－世界が訪れたい日本を目指して－

(令和元年6月 観光立国推進閣僚会議)

観光立国の実現に向けて、平成 28 年3月に「明日の日本を支える観光ビジョン」が策定されました。これを受けて、政府の今後1年を目途とした行動計画として策定したものが「観光ビジョン実現プログラム 2019」です。様々な施策を講ずることとするなかで、キャッシュレス化の推進により、外国人観光客にとってより訪れやすい環境整備を進めることとしています。

観光ビジョン実現プログラム 2019(抜粋)



はじめに

観光は、地方創生の切り札、成長戦略の柱である。こうした認識の下、2016 年3月に策定した「明日の日本を支える観光ビジョン」において、訪日外国人旅行者数 2020 年 4,000 万人、2030 年 6,000 万人等の目標を掲げ、大胆な取り組みを進めてきた。この結果、昨年の訪日外国人旅行者数は 3,119 万人と6年連続で過去最高を更新し、3,000 万人の大台に乗った。観光立国によって、たくましい一大産業が生まれている。(中略)

こうした議論を踏まえ、まずは、多言語対応や Wi-Fi、キャッシュレス対応など、訪日外国人旅行者にとって「当たり前」の環境整備を早急に進めていくことが重要である。また、こうした整備と並行して、美術館・博物館の夜間開放や外国人が楽しめるカフェの設置など、地域の新たな観光コンテンツを開発していくことが重要である。

1. 外国人が真の意味で楽しめる仕様に変えるための環境整備

観光地

<主要施策>

- ・主要観光地の多言語対応(英・中・韓)や無料 Wi-Fi 整備、キャッシュレス対応等をモデル的に直ちに整備することとし、本年度中に少なくとも 50 程度、令和3年までに 100 の主要観光地を抜本的に改善する。
- ・地方における免税店拡大とともに、免税店のキャッシュレス対応や免税手続電子化に向けた環境整備等を促進する。

<関連施策>

○ キャッシュレス決済対応等の促進

2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会によるインバウンド消費等、キャッシュレス需要の拡大が見込まれることを踏まえ、2019 年 10 月から実施する「キャッシュレス・消費者還元事業」において、端末導入補助や手数料の引下げ措置等の支援を行うことにより、中小・小規模事業者がキャッシュレス決済を導入しやすい環境を整えるとともに、中小・小規模事業者の店舗でキャッシュレス決済を行った消費者へのポイント還元に対する支援を行い、消費者がキャッシュレス決済の利便性を実感するきっかけを創出する。また、本事業も活用し、商店街や地域毎に面的にキャッシュレス決済を導入する取組を支援するなど、地域全体でのキャッシュレス決済を推進する。【改善・強化】

○ 非常時の対応能力の強化を含む観光地の「まちあるき」満足度の向上

訪日外国人旅行者の来訪が特に多い観光地等において、多言語案内標識(英語、中国語及び韓国語)や無料エリア Wi-Fi の整備、域内の小売・飲食店を挙げたキャッシュレス決済等のまちなかにおける面的な取組や、これらと一体的に行う観光地のゲートウェイとしての外国人観光案内所等を集中的に支援することで、2019 年度中に少なくとも 50 程度、2021 年までに 100 の主要観光地を抜本的に改善し、「まちあるき」の満足度向上を目指す。(略)【新規】

交通機関**＜主要施策＞**

国際観光振興法に基づき、多言語対応(英・中・韓)や無料 Wi-Fi、キャッシュレス対応等を整備する。地方鉄道等では整備を促進し、本年度中に少なくとも 100 線区、令和3年までに 300 線区を抜本的に改善する。

○ 主要な公共交通機関の海外インターネット予約の促進

JR 各社の新幹線・在来線特急の海外インターネット予約について、インターネット予約環境の一層の充実やキャッシュレス化を推進する。【継続】

○ 世界水準のタクシーサービスの充実

利用者が低廉な料金で移動することを可能とするため、IT を活用したタクシーの相乗りの導入を検討する。また、日本の配車アプリの多言語化を進めるとともに、日本のタクシー配車アプリと海外配車アプリの連携を強化し、訪日外国人旅行者が母国と同じようにタクシーを利用できる環境を整備する。加えて、外国語対応ドライバーの採用・育成や多言語タブレット等の活用を促進するとともに、キャッシュレス決済への対応を推進することで、言語・決済に不安なくタクシーを利用できる環境を整備する。さらに、言語・決済に不安なく利用できるタクシーの車体表示等の見える化を検討するとともに、空港・主要駅における訪日外国人旅行者対応タクシー乗り場・入構レーンの設置等により、空港・主要駅での利用環境の向上を図る。【改善・強化】

○ 訪日外国人旅行者のストレスフリーな交通利用環境の実現

地方部への訪日外国人旅行者誘致の加速化に向け、我が国へのゲートウェイとなる空港・港湾から訪日外国人旅行者の来訪が特に多い観光地等に至るまでの公共交通機関の利用環境を刷新するため、訪日外国人旅行者のニーズが特に高い多言語対応(英語、中国語及び韓国語)、無料 Wi-Fi サービス、トイレの洋式化、キャッシュレス決済対応等の取組を一気呵成に進めるなどにより、シームレスで一貫した世界水準の交通サービスを実現する。地域鉄道等の公共交通機関の利用環境について、2019 年度中に少なくとも 100 線区、2021 年度までに全国 300 線区を抜本的に改善する。また、2018 年 4 月に施行された「外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、観光庁長官が指定した区間において事業を営む公共交通事業者等による外国人観光旅客利便増進実施計画を 2019 年 5 月中にとりまとめ、公共交通事業者等の計画的なインバウンド対応を促進する。加えて、同年度末には必要に応じて指定区間や計画の見直しを実施することで、2020 年度以降の継続的対応を促す。【改善・強化】

○ 相互利用可能な交通系 IC カードの普及促進

全国で相互利用可能な交通系 IC カードの導入促進を図るとともに、多様な決済手段の導入を進めることにより、公共交通のキャッシュレス化を推進する。【継続】

出典：経済産業省観光庁「観光ビジョン実現プログラム 2019」を策定しました！

http://www.mlit.go.jp/kankocho/topics02_000170.html

3 国の事業・取組

第2部の「国の計画・方針」を受けて、これまでに決定・実施された事業・取組についてご紹介します。

1 キャッシュレス・消費者還元事業（経済産業省）

キャッシュレス・消費者還元事業は、令和元年10月1日の消費税率引上げに伴い、需要平準化対策として、キャッシュレス対応による生産性向上や消費者の利便性向上の観点も含め、消費税率引上げ後の9カ月間に限り、中小・小規模事業者によるキャッシュレス手段を使ったポイント還元を支援する事業です。

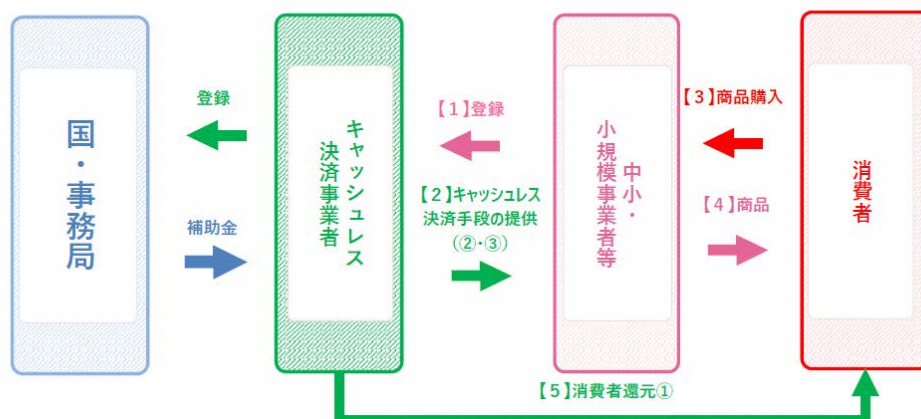
具体的には、中小・小規模事業者について、端末導入支援（設置費用を、国2/3・決済事業者1/3補助）や消費者へのポイント還元（5%）を行います。

（フランチャイズ等の場合は還元率が2%となる等取扱いが異なります）

キャッシュレス・消費者還元事業の制度概要

- 実施期間：2019年10月～2020年6月（9か月間）
- 支援内容：○一般の中小・小規模事業者については、
 - ① 消費者還元5%
 - ② 加盟店手数料率 約2%台以下（決済事業者へ3.25%以下への引下げを条件。更に国がその1/3を補助）
 - ③ 中小企業の負担ゼロで端末導入（1/3を決済事業者、残り2/3を国が補助）
 ○フランチャイズ等の場合は消費者還元2%（端末費用及び加盟店手数料の補助はなし）

消費者還元の仕組み



キャッシュレス決済のメリット

→ キャッシュレス決済は、事業者の生産性向上につながるほか、消費者に利便性をもたらす。

事業者にとって

- レジ締め、現金取扱い時間の短縮等による、**人手不足対策**
- 現金の搬出入回数の減少による**手間・トラブルの減少**
- 売上管理の容易さ
- 訪日外国人の54%がクレジットカードを利用。インバウンド需要を取り込むには不可欠
- 個人の購買情報を蓄積し、ビッグデータを分析することにより、マーケティングを高度化
- 従業員による**売上現金紛失・盗難等のトラブル減少**
- 従業員が紙幣・通貨に触れないので衛生的

消費者にとって

- 手ぶらで**簡単に買い物が可能**（大金や小銭の不便さの解消）
- データの利活用により**利便性が向上**（自動家計簿など消費履歴情報の管理が容易）
- ネット取引で不可欠
- カード紛失・盗難時の**被害リスクが低い**（条件次第で全額保証）

出典：一般社団法人キャッシュレス推進協議「キャッシュレス・消費者還元事業」

https://cashless.go.jp/assets/doc/kameiten_setsumeikai_shiryuu.pdf

この他の施策も
現在検討中です



2 電子マネーを利用した公金の収納について(平成 31 年 3 月 29 日総務省通知)

平成 30 年地方分権改革に関する提案募集において、電子マネーを利用した使用料等の公金収納の取扱いの明確化について複数の自治体より提案がありました。

これまでも地方自治法に基づく指定代理納付者制度の活用により実施可能とされているところでしたが、その実施に当たり留意すべき事項について取りまとめ、総務省より各自治体へ通知が発出されました。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項 (抜粋)

提案内容

電子マネーを利用した公金の納付が可能であることについて、法令で明確化することを求める(広島市ほか)

地方自治体の施設の入場料等において電子マネーによる公金収納が推進されるよう、法制度上の取扱いを明確化すること(埼玉県ほか)

いわゆる電子マネーを利用した公金の収納については(中略)現行制度上でも電子マネーによる納入が可能であることを明確化する(茨城県ほか)

総務省回答

自治体における導入事例や留意事項等について整理した上で、平成 30 年度中を目途に、電子マネーを利用した公金収納の取扱いが可能である旨を通知等により周知する。

電子マネーを利用した公金の収納について(抜粋)

(総務省自治行政局行政課長通知 総行行第 102 号 平成 31 年 3 月 29 日)

平成 30 年地方分権改革に関する提案募集において、電子マネーを利用した使用料等の公金収納の取扱いの明確化について提案がありました。

本提案の内容については、地方自治法第 231 条の2に基づく指定代理納付者制度の活用により現行においても実施可能とされているところですが、その実施に当たり留意すべき事項について取りまとめましたので、下記のとおりお知らせします。(中略)

1 電子マネーを利用した公金の収納にかかる法第 231 条の2第6項の適用について

(略)電子マネー事業者を同項に規定する指定代理納付者として指定し、(中略)納入義務者が当該電子マネーを用いた公金の支払手続きを申し出た場合、地方公共団体がそれを承認することで対応が可能であること。(略)

2 電子マネーの取扱いに関する契約等の締結に関する留意事項について

(略。納付ができる歳入の種類に関すること他6項目に関する留意事項)

4 自治体等における事業・取組

第2部の「国の計画・方針」では、

- ・キャッシュレス決済は消費者に利便性をもたらすほか、人手不足の解消が期待され、インバウンド需要に不可欠であることから事業者の生産性向上につながる。
- ・キャッシュレス比率を2018年の24.1%から、2025年6月までに40%とすることを目指す。
- ・日本でキャッシュレス決済が普及しにくい背景のひとつに、消費者が現金に不満を持たず、キャッシュレスに漠然と不安をもっている。
- ・2019年10月1日の消費税率引き上げ後9カ月間、中小・小規模事業者によるキャッシュレス手段を使ったポイント還元を実施する。等についてご紹介しました。

ここでは、キャッシュレス決済の普及に向けた自治体等の取組をご紹介します。

1 クルーズ船寄港回数No. 1 都市における取組 (福岡市／キャッシュレス実証実験)

クルーズ船の寄港回数が国内第一位の博多港を有する福岡市では、AI・IoTなどの先端技術を活用した社会課題の解決や生活の質の向上などにつながる実証実験プロジェクトを全国から随時募集しており、優秀なプロジェクトの実証実験を全面的にサポートしています。

そのひとつとして採択されたキャッシュレス実証実験についてご紹介します。

(1) 実証実験と成果の概要

ア 実証実験期間

平成30年6月29日から平成31年3月31日

イ 公共施設における実証実験

(ア) 実施事業者

LINE株式会社、LINE Pay株式会社、LINE Fukuoka株式会社

(イ) 実施内容

「LINE」のアプリ上で展開する“スマホのおサイフサービス”「LINE Pay」を公共施設に導入し、スマートフォンさえあれば入場チケットを購入できるようにすることで、利用者の利便性向上や施設側の決済関連業務の効率化を図る。

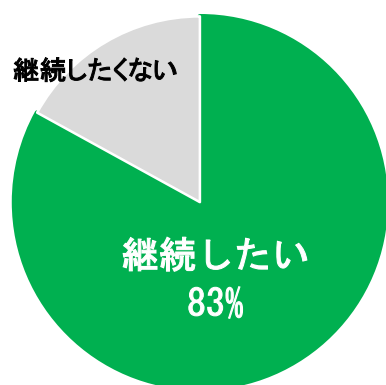
(ウ) 実施施設

博物館、動植物園、アジア美術館、駐輪場、福岡タワー、博多町家ふるさと館、はかた伝統工芸館

(エ) イベント

指定期間中に指定の実施機関で入園料等を LINE Pay の「コード支払い」で支払うことで、LINE Pay へキャッシュバックやプレゼントを受け取れるイベントを実施。

(オ) 公共施設従業員アンケート結果



【ポジティブ】

- ・外国人のお客様の対応がスムーズにできた
- ・施設利用者の利便性向上に寄与
- ・利用客のデータ取得、分析

【課題】

- ・駐輪場の利用ニーズに合わない
- ・独自運用している同意書のやり取りに時間がかかる

(カ) 成果のまとめ

項目	成果
利便性向上	・インバウンド客への支払い対応がスムーズに（施設側／顧客側ともに）
利用者の増減	・キャンペーン実施による利用者増 ・キャッシュレス+αの機能によるリピーター創出
消費購買活動の活性化	・狭域エリアにおける回遊性確認 ・キャンペーン実施による利用者増 ・今まで利用していなかった層の開拓
業務効率化	・インバウンド客への支払い対応がスムーズに（施設側／顧客側ともに）
インバウンド需要の拡大	・「AliPay」、「WeChatPay」への対応
都市の魅力や生活の質の向上について	・メディア取材の効果で福岡発のキャッシュレスムーブメントを創出 ・市民のキャッシュレス意識向上

(キ) 実証実験で判明した課題と解決策

●キャッシュレスの導入範囲

施設内の一部でキャッシュレスを導入

⇒利便性向上のために、施設内のすべてにキャッシュレスを導入



●告知物の設置方法

「利用できる」ことの認知拡大に改善の余地あり。

⇒来場者の目につきやすい位置に告知物を設置。



●端末の種類

導入した決済方法が施設によっては最適ではない可能性がある

⇒施設ごとに最適な決済方法を「選べる」ことが重要

ウ 民間施設における実証実験

(ア) 実施事業者

LINE 株式会社、株式会社 Origami、株式会社福岡銀行、NIPPON Tablet 株式会社、Kotozna 株式会社(旧:ジャクール株式会社)、PayPay 株式会社、楽天株式会社、

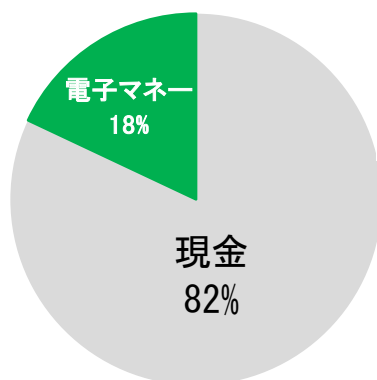
(イ) 実施内容

クレジット決済を取り入れていない屋台や商店街等に、モバイル決済導入を促進する。

(ウ) 利用できる店舗等

タクシー(福交運輸事業協同組合ほか)、ドラッグストア 17 店舗、御供所町の飲食店 4 店舗、福岡空港国内線・国際線ターミナルビル内 67 店舗、川端中央商店街・上川端商店街 26 店舗、博多リバレインモール内約 60 店舗、屋台 26 店舗、天神・大名・今泉エリアの飲食店や衣料品店 など

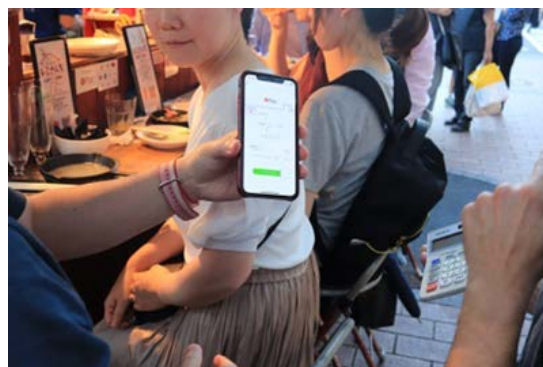
(エ) 屋台での電子マネー決済実績



決済割合 18%

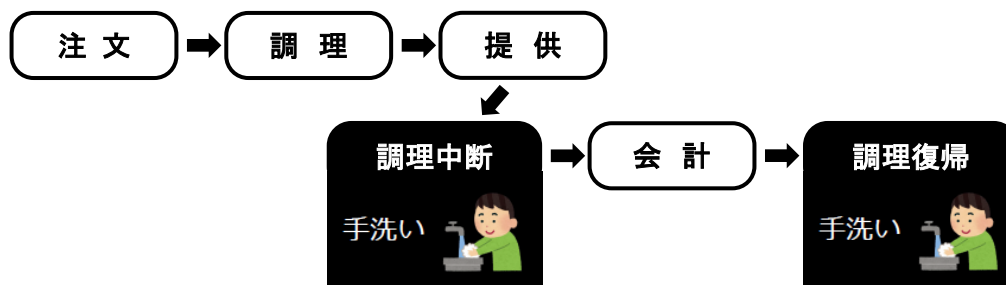
→座席数 12 席の屋台では

常に2人以上が電子マネーを利用

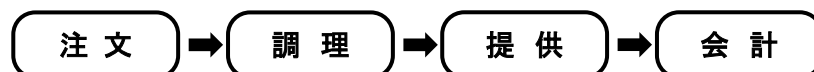


(オ) キャッシュレス導入による業務効率化

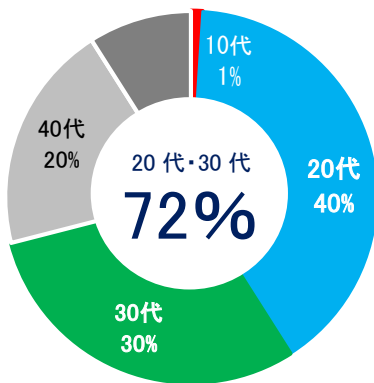
●電子マネー導入前/現金のみ



●電子マネー導入後



(カ) 実証実験期間中の屋台顧客データ



【電子マネー導入前／現金のみ】

- ・40代～50代の顧客が中心
- ・顧客の7割が観光客

【電子マネー導入後】

- ・LINE Pay 決済者の内 20代～30代の顧客が 72%
- ・福岡県内の方が 48%



電子マネー導入により新規顧客の開拓に成功

(キ) 成果のまとめ

項目	成果
利便性向上	<ul style="list-style-type: none"> ・インバウンド客への支払い対応がスムーズに（店舗側／顧客側ともに） ・キャッシュレス+αの機能による利便性向上 →「テーブルオーダーシステム」等検証
利用者の増減	<ul style="list-style-type: none"> ・屋台での電子マネー決済比率は最大 18%（12席のうち2人以上は電子マネー支払い） ・普段屋台のお客様として少ない「福岡在住」や「20代～30代」など新たな層の獲得
消費購買活動の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ・狭域エリアにおける回遊性確認 ・普段屋台のお客様として少ない「福岡在住」や「20代～30代」など新たな層の獲得
業務効率化	<ul style="list-style-type: none"> ・調理中に手を止めることなく会計が出来るなど、業務の効率化 ・現金取り扱い高の減少により、現金誤差や盗難発生リスクの抑制 ・インバウンド客への支払い対応がスムーズに
インバウンド需要の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・「AliPay」、「WeChatPay」への対応
都市の魅力や生活の質の向上について	<ul style="list-style-type: none"> ・メディア取材の効果で福岡発のキャッシュレスムーブメントを創出 ・市民のキャッシュレス意識向上

2 インバウンド観光に着目した取組 (北海道運輸局／中国人旅行者を対象にしたアリペイ、WeChat ペイの導入)

訪日外国人旅行者の決済手法は多様化しており、国籍により決済環境が異なっています。特に北海道の訪日外国人旅行者の約 25%を占める中国からの旅行者の多くは、自国内で QR コード決済(アリペイ、WeChat ペイ)を利用しており、北海道内において決済手法への対応が求められています。

北海道運輸局では、QRコード決済を「観光地」「乗合バス」「医療機関」で導入し、ストレス無く快適に旅行ができる決済環境づくりを行うことで、導入効果を検証する実証事業を行いました。

ここでは、実証実験と検証結果の概要をご紹介します。

(1) 観光地の消費拡大に関する実証実験(小樽市)

ア 実証実験概要

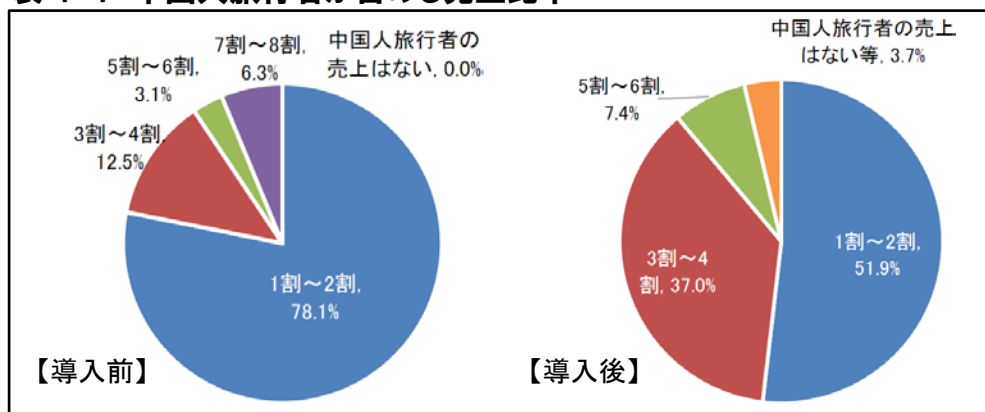
検証内容	水族館、美術館、商業施設等において、現金決済時との消費額の比較(顧客単価、販売総額)や利用率の把握を行い、導入による効果及び課題について検証する。
業種業態	①小売、飲食、サービス業 ②水族館、美術館等文化施設 ③体験・レジャー施設
決済手法	アリペイ、WeChat ペイ
店舗数	44店舗(10月31日時点)
実証期間	平成30年9月5日～平成31年2月28日(代理店との契約後に随時開始)

イ 検証結果概要

(ア) 中国人旅行者が占める売上比率

売上全体に占める中国人旅行者の構成比は、導入前では、約8割が「1割～2割」でありましたが、導入後では約5割に減少しました。

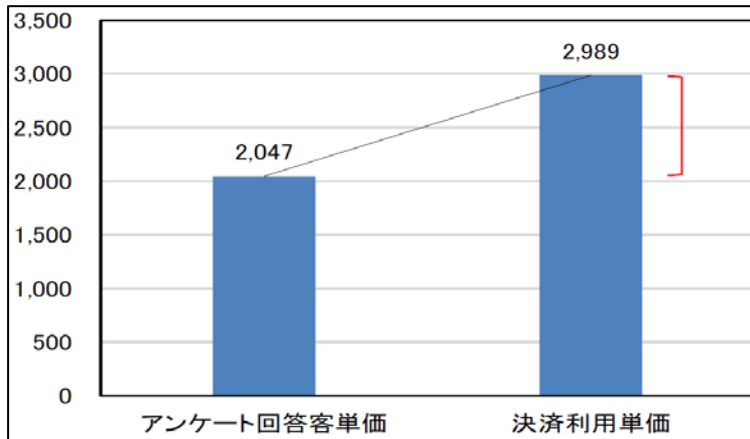
表 4-1 中国人旅行者が占める売上比率



(イ) 決済単価の違い

期間中の中国人旅行者の客単価と比較して、中国系決済での利用額は、平均で 2,989 円と、全体の平均 2,047 円の約 1.5 倍となりました。

表 4-2 決済単価の違い



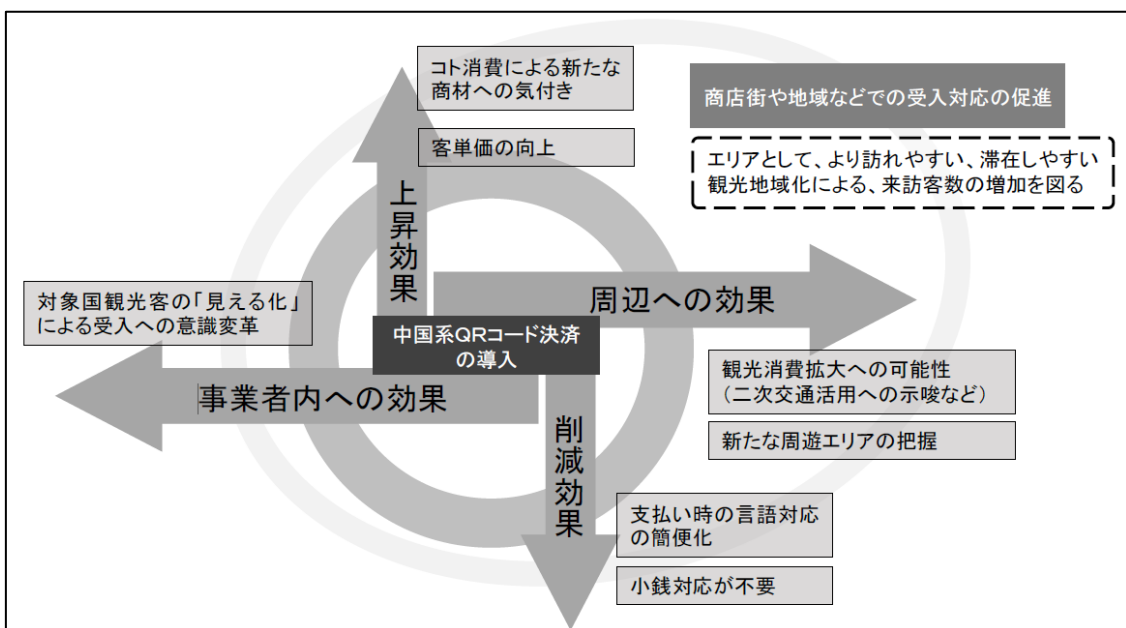
(ウ) 中国系 QR コード決済導入によってもたらされる効果

本事業の検証から、訪日外国人旅行者の受入環境の一環として中国系 QR コード決済導入によりもたらされる効果は以下のように認められました。

ただし、本事業ではエリアでの導入を行った故に得られた効果であり、異なるアクセプタンスの掲示方法や、単独の事業者での導入で同様の結果が得られるとは限りません。

また、地域の事業者を束ねる組織等により一貫して導入への促進を図るなどし、決済の利用から得られるデータを、地域活性化の促進のために有効に活用することが望まれます。

図 4-1 決済導入によって得られた効果



(2) 交通利便性の向上に関する実証実験(登別市・洞爺地域)

ア 実証実験概要

検証内容	乗合バスにおける運賃支払いの利便性の向上及び運転手の負担軽減について検証する。
事業者名	道南バス(株)
決済手法	WeChat ペイ
路線区間	登別駅前⇨登別温泉/足湯入口(区間運賃:340円) 洞爺駅前⇨洞爺湖温泉/桜町/中央通/元町(区間運賃 330円)
実証期間	平成30年11月19日～平成31年2月28日
支払いの流れ	 <ol style="list-style-type: none"> ① 停留所等にQRコードを提示(路線により異なる) ② WeChatペイアプリで観光客が読み込む ③ 支払う客数(大人、子供)を入力し、金額を確定 ④ 乗車人数と路線が明記された乗車券画面となる(②～④まで乗客側の作業) ⑤ 乗車券画面を運転手が確認(乗客人数) ⑥ 乗車券画面の確認を運転手がタップ ⑦ 降車 

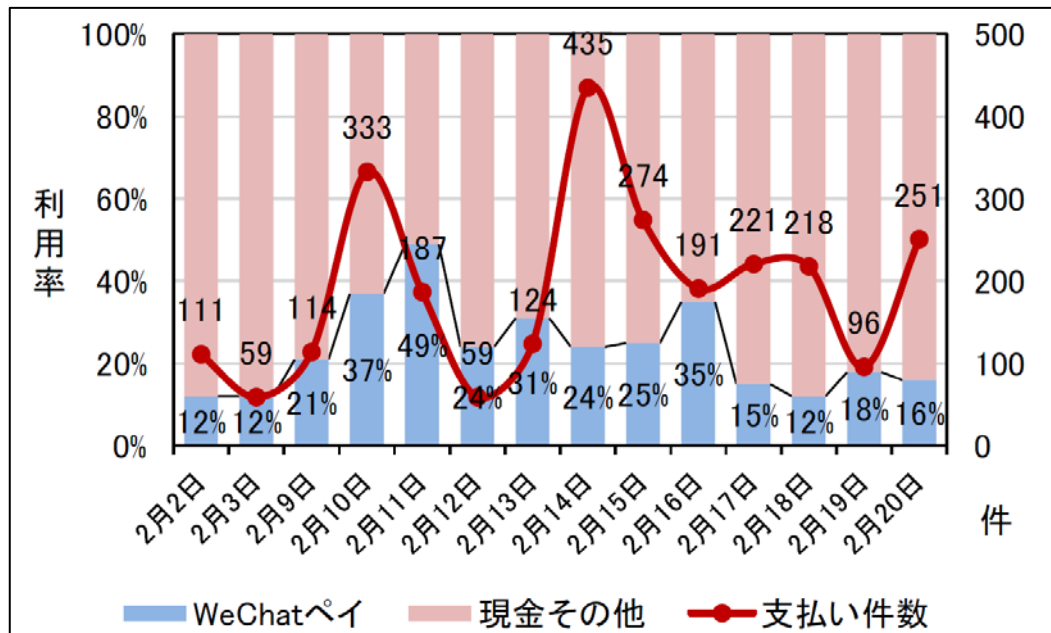
イ 検証結果概要

(ア) 中国人旅行者が占める売上比率

期間中の平均利用率は約 24 %でした。なお運転手の体感値では、「中国人旅行者に限ると6~7割が利用していたのではないかとのことです。

日毎で見ると、2月初旬は約12%程度でしたが、「さっぽろ雪まつり」など北海道内で冬の観光シーズンがピークとなる、2月9日以降に利用率は最大49%まで増加し、2月16日まで20%以上の利用が続きました。

表 4-3 繁忙期間利用率



(イ) トラブル削減への期待

道南バス(株)では、高額紙幣しか持ち合わせていない訪日外国人旅行者への対応に苦慮していましたが、金銭を伴うトラブルは一定数軽減されたとのことでした。

(ウ) 運転手の負担感

運転手からは、降車時の乗客対応時間の減少と、それによる定時運行で、対応がとても楽になった、との意見が得られました。

一方で、乗客のスマートフォン画面の表記サイズや時間帯によっては画面確認がしにくいことなどが挙げられました。

(エ) 運行業務効率化の可能性

決済手法の多様化は、定時運行と運転手の負担感軽減につながることから、中国人旅行者を起因とする、運行業務効率化への改善には有効性が示されました。

(3) 医療費の未払い対策に関する実証実験(登別市・ニセコ町)

ア 実証実験概要

検証内容	医療費の未払い対策への効果を検証する。
決済手法	アリペイ、WeChat ペイ
医療機関	①JCHO 登別病院(登別市) ②ニセコインターナショナルクリニック(ニセコ町)
実証期間	平成 30 年 9 月 8 日～平成 31 年 2 月 28 日

イ 検証結果概要

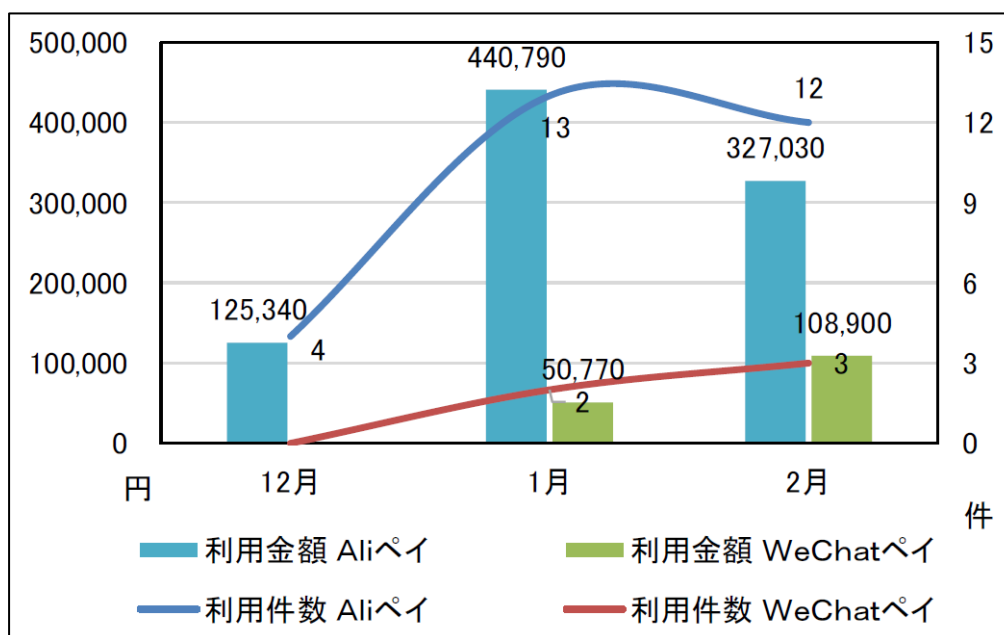
(ア) 導入決済の利用状況

各医療機関における実証事業は平成 30 年 9 月 5 日から開始したものの、利用は 12 月から発生し、1 月以降に増加、月約 5～10 件の利用がありました。

決済 1 件あたりの平均診療費は概ね約 3 万円程度でしたが、診療内容によって費用は大きく異なることから、平均金額での推移は特に示さないこととします。

なお、両院ともに「Ali ペイ」の利用が多く発生しました。

表 4-4 利用件数と金額



(イ) 新たな決済手法が利用される可能性

スキー場では iPhone の「WALLET」アプリ (Apple pay) を利用できるため、導入医院には「スマートフォンしか持っていない来院」が発生していました。

この来院者は、今回のスマートフォンによる QR コード決済が利用できたことで事なきを得られたとのことでした。

観光地で提供されているアクティビティによっては、今回のように「現金などを入れた財布は預けている」が不慮の事故で診療に訪れる。というケースが発生する事例だと思われます。

(ウ) 新たな決済導入の負担感

導入した 2 医院では、実際の利用があっても特に負担感はないとのことでした。

外国人旅行者が受診をする際には、多くがクレジットカードで診療費を支払うとのことであるため、経費として発生する「手数料」は料率の比較を除けば大きく変わらないことが要因と示唆されます。

(エ) 新たな決済を導入するメリット

メリットとしては、経理的な処理に問題がないことや、決済時の操作が簡易であることが示されました。

端末による決済の操作は、クレジットカードと比べて簡単で早い (サインや暗証番号の入力が不要であるためと思われます) のことでした。

また、常時維持費がかかるとコストデメリットとなりますが、「Ali ペイ」「WeChat ペイ」の 2 つを導入しても、利用が無ければ経費がかからないことから、提供できるサービスに対して維持コストの面で優れている、とのことでありました。

(オ) 医療費未払い対策の手法となるか

アクティビティなど、アドベンチャートラベルを楽しむ訪日外国人旅行者が増えていく場合、不慮の事故や怪我などによる医療機関への来院も増えていくことが想定されます。

そのため、医療機関で決済手法を増やしていくことは、「医療機関での診療を目的としていない訪日外国人旅行者」に対する未払い対策と考えることができると示唆されました。

(カ) 医療機関導入への課題



今回実証事業に参画された医療機関は、外国人旅行者の来院経験を多く持つところでしたが、受け付けた経験を持たないところも多いとの情報を得ました。

そのため、医療機関へ導入拡大には、外国人旅行者への認識の拡大や受診対応について、決済導入の必要性を含めたマニュアル等での情報提供をしていくことが重要と考えられます。

(4) 各実証実験で導入した決済手法

本実証調査では、「新たな決済手法(以下:中国系 QR コード決済)」として、中国での利用が浸透している、QR コードを用いたスマートフォン決済「Ali ペイ」および「WeChat ペイ」を、事業者の運用方法に合わせて導入しました。

図 4-2 導入決済手法

項目	アリペイ	WeChatペイ
サービス開始	2004年	2014年
利用者数	約5億人	約6億人
決済取扱高 (スマホ決済)	約200兆円 (2017年4~6月:中国国内)	約150兆円 (2017年4~6月:中国国内)
シェア (スマホ決済)	53%	39%
アクセプタンス マーク		

出典: 日経新聞(<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO22119070R11C17A0FFE000/>)

出典(表 4-1~4、図 4-1、2): 国土交通省北海道運輸局「新たな決済手法の導入に向けた実証事業報告書」
https://www.tb.mlit.go.jp/hokkaido/bunyabetsu/kankou/kadaikaiketsu/30kessai_houkoku.pdf



3 神奈川県／キャッシュレス都市(シティ) KANAGAWA宣言

神奈川県では、わたしたちの生活をもっと便利にし、さらに、事業者の人手不足解消にもつなげる“キャッシュレス”を推進するため、平成30年11月13日に「キャッシュレス都市(シティ) KANAGAWA 宣言」を発表しました。

(1) キャッシュレス都市(シティ) KANAGAWA 宣言

キャッシュレス都市^{シティ}KANAGAWA宣言

スマホをかざせば支払い終了。その便利さと効率の良さから、世界的にキャッシュレスの流れが加速しています。

キャッシュレスは、

「現金を持ち歩かなくていい」

「短時間でスムーズに支払いできる」

「毎日のレジ締めや現金運搬などの手間が減る」

「その分、お客様サービスの充実につながる」など、

わたしたちの生活をもっと便利にし、さらに、事業者の人手不足解消にもつながるといったメリットがあります。

神奈川県は、今後本格的に到来する労働者人口の減少というピンチをチャンスと捉え、県民や企業の皆様を全力でサポートしながら、消費者の利便性と事業者の生産性を向上させる“キャッシュレス”を推進します。

平成30年11月13日

神奈川県知事 黒岩 祐治



(2) これまでの取組

ア 税金等の支払のキャッシュレス化

(ア) 県企業庁が管轄している上下水道の水道料金

LINE Pay:平成30年8月～

(イ) 県税

LINE Pay:平成31年1月10日～

(ウ) 情報公開請求時の行政文書等の写しに係る交付費用・航空写真の複製費用

クレジットカード(Visa、Mastercard):令和元年5月30日～

QRコード(d払い、PayPay、LINE Pay):令和元年5月30日～

イ 事業者マッチング

決済事業者と県内事業者との橋渡しを行い、次のとおり、キャッシュレス決済の導入が決定しています。

(ア) 大山地域

・ 大山とん勝中村屋

株式会社 Origami、株式会社メルペイによるキャッシュレス決済を導入

・ 東學坊【宿坊】

株式会社 Origami、株式会社メルペイ、PayPay 株式会社によるキャッシュレス決済を導入

(イ) キッチンカー(県内各種イベントに出店)

・ イベントフードプロ 115(有限会社友ヘルシーフーズ)※

株式会社メルペイによるキャッシュレス決済を導入

※県内のキッチンカーが多数登録し、県のイベントなどで運営実績のある企業

ウ 消費者・事業者への普及啓発

(ア) 商店街団体、観光協会等各種団体向け説明会

県内各地域で9月まで集中的に実施(10月以降も依頼に応じて随時実施)

(イ) 県HPでキャッシュレスに関する情報発信

(3) 今後の取組

ア 実証フィールドの提供

事業者が行う最新技術の実証フィールドを提供することとしています。

4 各自治体における電子マネーを利用した公金の収納

一部の自治体では、下水道料金や地方税、国民健康保険料などの公金について電子マネーを利用して納付できるサービスを開始しています。

本市でも、平成31年3月に水道料金等の支払い方法のひとつとしてLINE Pay(請求書支払い)を導入しました。

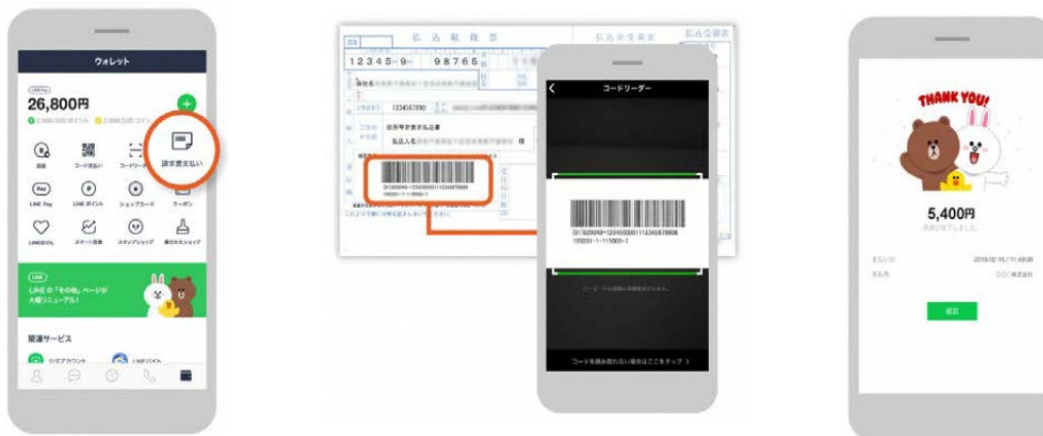
ここでは、LINE Payによる実際の支払い方法についてご紹介します。

(1) 支払いに必要なもの

- ・自治体から届く納入通知書
- ・LINE Payの利用登録を行ったスマートフォン
- ・LINE Payのチャージ残高(お支払いいただく金額分)

(2) 支払いの流れ(イメージ)

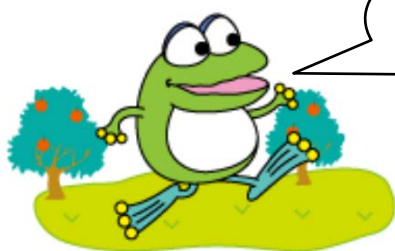
LINE Pay 請求書支払い



①お財布マークの「ウォレット」
タブ内「請求書支払い」をタップ

②立ち上がったコードリーダーで
お手元の請求書のバーコード
を読み込む

③内容を確認して支払い完了



横浜市の水道料金も
LINE Payで払えるよ

5 本市の取組

本市におけるキャッシュレス決済導入に関する支援策、キャッシュレス決済が可能な施設の一部をご紹介します。

(1) キャッシュレス決済導入支援

ア 小規模事業者設備投資助成金

(ア) 内容

業務改善や生産性向上のために導入する新たな設備等の費用の1/2(最大 10 万円)を助成するもので、キャッシュレス決済に対応した端末の導入も対象となります。

(イ) 助成対象者の要件

中小企業基本法第 2 条第 1 項に定める小規模事業者(常時使用する従業員の数が 20 人(商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、5 人)以下の事業者、フランチャイズチェーンを含む)であること、などの全ての要件を満たしている事業者。

(ウ) 申請期間

令和元年5月 10 日(金)から令和2年1月 31 日(金)必着

※予算額を超過した場合は、申請期限前に募集を終了することがあります。

イ 商店街インバウンド対策支援事業

(ア) 内容

商店街が訪日外国人の消費需要を取り込むために実施する事業のうち、決済の利便性向上のためにキャッシュレス化に取り組む経費の一部を補助するもので、次の費用の2/3(最大 50 万円)を助成します。

- ・キャッシュレス決済に関する勉強会の開催、
- ・キャッシュレス決済に関する広報媒体の作成、
- ・国際的に対応可能なクレジットカードや電子マネーの決済端末導入 など

(イ) 申請できる方

市内商店街団体

各区商店街連合会(一部対象とならない取組があります。)

(ウ) 申請期限

令和2年1月 31 日(金)

(2) キャッシュレス決済が可能な施設の一例

以下の施設では、入園料や自動販売機、レストラン、売店等の一部または全部を電子マネーによりお支払いいただけます。

ア 動物園

よこはま動物園ズーラシア、金沢動物園

イ スポーツセンター

鶴見スポーツセンター、金沢スポーツセンター、西スポーツセンター

ウ 横浜美術館

(3) その他

区役所及び行政サービスコーナーで取得可能な戸籍・税の証明発行手数料の支払いについては、令和2年1月29日から、現金に加えて電子マネーの使用も可能となる予定です。

【参考・出典】

- ・法務省 出入国管理統計統計表(2019年6月)
http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_nyukan.html
- ・総務省 情報通信白書(平成29年版)
<http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h29/html/nc112210.html>
- ・内閣府ホームページ https://www8.cao.go.jp/cstp/society5_0/index.html
- ・経済産業省 未来投資会議 産官協議会「FinTech／キャッシュレス化」会合(第1回) 配布資料
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/miraitoshikaigi/sankankyougikai/fintech/dai1/index.html>
- ・内閣官房 成長戦略実行計画 <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/portal/plan/>
- ・内閣官房 成長戦略フォローアップ https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/portal/follow_up/
- ・経済産業省ホームページ <https://www.meti.go.jp/press/2018/07/20180703002/20180703002.html>
<https://www.meti.go.jp/press/2018/04/20180411001/20180411001.html>
- ・一般社団法人キャッシュレス推進協議会 <https://www.paymentsjapan.or.jp/>
- ・経済産業省観光庁「観光ビジョン実現プログラム2019」を策定しました！
http://www.mlit.go.jp/kankocho/topics02_000170.html
- ・一般社団法人キャッシュレス推進協議「キャッシュレス・消費者還元事業」
https://cashless.go.jp/assets/doc/kameiten_setsumeikai_shiryou.pdf
- ・国土交通省 平成31年1月18日報道発表資料
「2018年の訪日クルーズ旅客数とクルーズ船の寄港回数(速報値)」
https://www.mlit.go.jp/report/press/port04_hh_000238.html
- ・福岡市「実証実験フルサポート事業「キャッシュレス」」
http://www.city.fukuoka.lg.jp/soki/kikaku/mirai/fullsupport_3.html
- ・国土交通省北海道運輸局「新たな決済手法の導入に向けた実証事業報告書」
<https://www.tb.mlit.go.jp/hokkaido/bunyabetsu/kankou/kadaikaiketsu/index.html>
- ・神奈川県 平成30年11月13日記者発表資料
「「キャッシュレス都市(シティ) KANAGAWA宣言」を発表します！」
<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/gz8/prs/r4370099.html>
- ・神奈川県 令和元年5月29日記者発表資料「神奈川県でキャッシュレスが加速しています！」
<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/gz8/prs/r9995552.html>
- ・横浜市水道局 平成31年3月19日記者発表資料
「LINE Pay で水道料金等が支払えます！お支払いがさらに便利に！」
<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/koho-kocho/press/suidou/2018/0319linepay.html>
- ・横浜市経済局「小規模事業者設備投資助成金」
https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kigyoshien/keieishien/capex/shokibo_setsubitoshi.html
- ・横浜市経済局「商店街インバウンド対策支援事業」
<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kigyoshien/syogyo/shotengai/inbound/inbound.html>